

平成30年第5回上三川町議会定例会会議録

平成30年12月5日（水）

2 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	星野 和弘	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【田村 稔君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明解なる答弁を求めます。

順序に従い、8番・稲川 洋君の発言を許します。8番、稲川 洋君。

(8番 稲川 洋君 登壇)

○8番【稲川 洋君】 それでは、順序に従いまして、私は第1に健康な町づくり推進について質問いたします。

町の健康づくりへの各種分野への取り組みによって、町民の健康診断受診率の向上や健康意識の向上は、各種の数値に顕著にあらわれているかと思われます。また、それに伴いまして、効果が目に見えて明らかになっているのではないかと推察いたします。

そこで、第1点目としてですね、この健康意識の向上を町からの一方通行、町民ないしは団体などに対してですね、町からの一方通行だけではなくて、町民の側からとの相互通行にし、相乗効果をより一層高めるために、健康推進委員や健康コンシェルジュなど、名称はいずれにしましても、各自治会や企業、団体などに健康づくりの専門員などを設置して、広範に健康意識の醸成に努める考えはあるのかを伺いたいと思います。

健康につきましては、健康診断や運動だけで成し遂げられるものではなく、そのための大事な要素として食事が挙げられます。町内で外食をするときに、健康に留意しながら食事をとる指針として、摂取表示の数値があれば大変参考になるのではないかと思います。

そこで、第2点目として、町内飲食業者のご協力を得まして、店舗ごとの主要メニューにカロリーや塩分使用量などの表示をお願いし、その協力店舗につきましては町健康づくり協力店などのステッカー等を配付するような考えはあるのかということについて、執行部のお考えを伺いたしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

(健康課長 梅沢正春君 登壇)

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

自治会に対する健康づくりとしましては、現在、町では保健師が直接自治会に出向き、健康づくりや生活習慣病予防などの必要性について講話する自治会健康教育を平成26年度から実施しております。この自治会健康教育は、町民みずからが地域の健康課題について考え、健康診査の受診や生活習慣病予防のための健康づくりの実践に取り組み、健康寿命を延ばすことを目的としております。現在までに23自治会で実施しております。今後も自治会健康教育を引き続き行い、また、既に健康づくりに取り組んでいる方々に対しましては、活動内容及び活動範囲をさらに広げていただけるようサポートに努めてまいります。

また、中小の事業所などに対しましては、商工会の協力を得ながら、町から経営者の方へ従業員の健康管理等に関するアドバイスができるようなネットワークの形成に努めてまいります。さらに、企業内に産業保健師を配置している事業者などに対しましては保健師同士の情報交換の場を設置するなど、町と企業が連携した効率よい業務が行えるよう努力してまいります。

これらによりまして、町民の皆様、企業にお勤めの方々の健康意識の醸成を深めてまいりたいと考えております。あわせて、健康づくりのきっかけとなる健康マイレージの周知についてもさらに努力していきたいと考えております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

栃木県では、平成27年11月より、野菜や食塩量に配慮した食事を提供する店舗を登録し、ホームページで周知を行うヘルシーグルメ推進店の制度を開始しております。しかし、登録申請に必須とされる栄養成分の表示が難しいということで登録件数が伸びなかったということがございまして、県はことし4月にこの栄養成分の表示を必須条件から外し、登録しやすく変更しております。

現在、この制度への町内飲食店の登録がないため、ヘルシーグルメ推進店が1店舗でも多く登録されるよう、町も積極的な広報活動に努めてまいります。この制度を有効に活用することで、町民の健康づくりの一助になるものと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 県とタイアップしてやっぴいこうという姿勢だとは思いますが、それではですね、町民の健康意識の向上が明らかになるような具体的な数値ってのは、手持ちにございましたらお知らせいただきたいと思ひます。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 健康意識の向上が明らかになる具体的な数字ということでござひますが、例えば町で行っております特定検診、こちらの受診率ですが、ここ5年ほどの例えば数値を見ますと、平成25年度、こちらが42.9%、平成26年度は44.3%、平成27年度、こちらは45.9%、平成28年、47.6%、それと昨年度29年度が47.5%ということで、年々着実に受診率のほうは伸びております。こちら町民の方の健康意識が向上しているということの1つの数値になるのではないかとと思ひます。

また、町が町民の方の健康づくりについて考えていただくためのきっかけづくりとして実施しております健康マイレージですが、こちらの参加者数につきましても、平成27年度、1年目ですが、こちら

は299名、それと平成28年度は449名、それと昨年度は589名の方の参加がございました。

また、現在策定中であります第2期健康増進計画、こちらを策定するために行いました町民意識調査、こちらから特徴的なものといましては、喫煙習慣の割合というのがございます。こちら、男性、40歳代、男性、50歳代、こちらの数値を見ますと、前回調査のとき、平成40年度ですと40歳代の方、喫煙習慣62.8%の方、ございましたが、このたびの平成29年度に行いました調査におきましては43.2%と、大きく減少しております。また、50歳代につきましても、22年度の60%から29年度41.3%と、こちらも大きく下がっております。

また、同じ調査からですが、意識的に運動をしている方の割合というアンケートがございました。その中で、例えばこちらも40歳代の男性を例にとりますと、平成22年度は48.8%でしたが、平成29年度の調査では54.6%ということで、運動、意識して運動してる方の割合もふえてるということで、こちら町民の方の健康意識の向上ということをあらわしている数値かと思われま。

以上です。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 そういった健康意識、町民のですね、向上が見られるっていうことで認識したわけでございますが、先ほどの答弁にもありましたように、23自治会でいろんな健康に対する委員がいらっしゃる、そういったことなんですけども、例えば宇都宮市とか小山市については、それぞれ名称は異なると思いますが、各自治会ごとにですね、健康推進委員といったものを設けて、その自治会だけではなく、その地区合同の会議とかそういったものを開催して、広く市民の健康意識の向上に努めている事例も見受けられております。

そこです、先ほどの答弁と多少は重複するかもしれませんが、各自治会などに対してですね、健康意識の啓蒙については具体的にどのような施策を講じているのかお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 はい。ただいま議員からお話ありました、自治会等でのいわゆる健康推進委員のようなものですが、確かに上三川町でも以前は、平成15年度ぐらいまでやったと思いますが、保健委員という制度がございました。各自治会から保健委員さんを選んでいただきまして、その保健委員を通して自治会への健康に対する意識の向上に努めるということを行っておりましたが、現在ではそのような組織、委員さんの活動はございません。改めて健康づくりにご協力いただけるような委員、組織などを設置することも確かに有効なことだと思いますが、それは逆にまた自治会の皆様に負担となるようなおそれもございますので、必ずしも賛同いただけるものではないかなと考えております。

そのため、町としましては各自治会に対する健康意識の普及に努める方法としまして、先ほどお話ししました保健師が自治会の会合に出向きまして講話などをする自治会健康教育、こちらを実施し、その中で特定健診の受診あるいは検査結果に関しまして、町全体の数値とそれぞれの自治会の数値、こちらを比較しまして、よりその自治会に合った身近な話題で講話をしている、そういう方法をとっております。

また、地域への波及ということを考えますと、自治会を経由してということではないんですが、町健康教育などを卒業された方、そのような方が参加しております自主運動グループというものが現在町

内に14グループ、人数にしまして延べ303人の方が現在活動しております。このような方、あるいは生命の貯蓄体操というグループの方々がいっぱいいます。こちらはもう平成の頭ぐらいから活動されている、長い、継続してるグループですが、こちらの運動グループ、あるいは食を通して町民の健康づくりについて活動していただいております食生活改善推進員、そのような既存のグループ、団体を通しまして、そちらを通しまして町民の方へ健康意識の普及、啓蒙を図っていきたくと考えているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 町はですね、町民に対してなお一層の健康意識向上に対する今後の施策を、先ほどの答弁も踏まえてどのように考えているのか、町の考えをお聞かせください。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 健康づくりというものは、町民一人一人が本来主体的に取り組むものだと考えております。そのためには、個人の健康に対する意識啓発が大変重要になってくると思われまます。そこで、町民が健康づくりに関する情報を1つでも多く目にするようにいろいろな、例えば健康教育あるいは広報、町のホームページあるいはかみたんメールなど、さまざまなツールを使いながら情報発信を行っていきたくと考えております。

また、関連する分野、例えば保健医療、社会福祉、商工業、労働、教育、その他あると思いますが、関連分野との連携を図りながら、関係者の協力を得て、特にまだ病気になってない健康な状態である若年者の方からの取り組みが重要であるということを周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 ほんとに健康教育、保健師さんにしても担当者にしても、健康教育というのは大変重要だと思います。それですね、各自治会においては総会などの多くの皆さんがお集まりのときにこういったものをですね、できる限りやっていくということが広範な健康意識づくりにつながるんじゃないかと思われまますので、その点につきましては引き続きというか、今まで以上に誠意を尽くしてやっていただきたいと思われまます。

また、健康な食事をですね、摂取する指針としての例えばカロリー表示や塩分使用量の数値を、県につきましては煩雑さもあってそれをなしにしたという答弁だったんですが、それを簡易に計算できる計算式などを担当課として把握してありますか。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 例えば食材ごとに、例えば鮭の切り身は塩分どれぐらいですか、食パンにはどれぐらいの塩分が含まれてますとか、個別の物に対するカロリー表示、塩分表示などについてということをご提示することは可能であります、しかし、例えばメニュー、献立全体についての数値となると非常に計算が難しくなってきました、簡便な計算方法というのはございません。ただ、町ではそのようなものを計算できるパソコンでのソフトは持っておりますので、町はありますが、ちょっと簡便な計算方法というのはないというのが現状です。

以上です。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 そういった簡便に計算できるソフトがパソコン上であるっていうことですので、そういったものを十分に活用しましてですね、例えば商工会などとタイアップしまして、先ほどのカロリー表示とか塩分使用量の数値などを、希望者だけでも結構ですので計算し、協力店舗として主なそのお店のメニューに数値表示をすれば、健康なまちづくりの上三川町としての独自性をアピールできるのではないかと思います、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 はい。ただいま議員のおっしゃるとおり、商工会などの協力を得て、そういう栄養表示を希望するという方、店舗を募りまして、その希望する店舗から食材などを提供いただきまして、町がそのソフトを使いまして計算してということで、町と商工会の共催という形であれば数値表示をすることは可能であるかなと考えます。

ただ、新たにそういうことを町として立ち上げるということも確かに必要なことだと思いますが、せっかく県のほうでヘルシーグルメ推進店という事業を展開しておりますので、その計算した数値で町と一緒に資料などをつくりまして、県のほうに申請を出して、こちらのヘルシーグルメ推進店への登録ということで進めていくということも1つの方向ではないかなと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 ですからね、県のヘルシーメニューということでやって、そこに乗っかる形でもいいと思うんですね。ですから、ぜひですね、行政だけじゃなくて例えば商工会とか農業協同組合、そういったもののできる限りの協力をしながら、連携をとりながら、健康づくりの取り組みに励んでいただきたいと思います。

また、ひいてはですね、そういった町にはたくさんの農作物、そういった特産品がありますが、そういったものをふんだんに使用して健康的な独自のメニューを開発できれば、まちおこしにもつながると思いますけども、これは健康担当課としての町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 食育に関しましては、現在やはり健康増進計画と並行して現在策定中でありまして上三川町第3期食育推進計画、こちらの中でも地産地消の推進ということは目標として挙げております。町の特産品を使用して、身近な食材で安心・安全な食を提供できるのであれば、食育推進の目的であります身体の健康、感謝と心の育成、こちらを図ることができるという考えでございます。ただいま議員からのお話にありました件、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それではですね、広範な連携をとって上三川町が一丸となってですね、健康づくり、健康推進のまちにこれからもひたむきに走られることを望んで、第1点目の質問については閉じさせていただきます。

それでは、次の質問に移ります。

上三川町に限らず、現在の自治体職員は急激な社会情勢の変化や住民の方の多様化によって、旧来のやり方を踏襲するだけでは現状にそぐわない部分が多く出現し、住民のニーズに的確に対応するためにさまざまな知見と労働量、あるいは判断力が求められています。かなり職員が昔と違ってですね、いろんなプレッシャーも感じることはと思います。そこで私は第2点としましてですね、有能な職員の育成について質問いたします。

有能な職員づくりについては、役場に就職していきなり成し遂げられるものではないと思います。役場内で教えることが最初となり得ると思いますが、第1点目として、職員研修の現状とその効果はどのようなものかについて質問いたします。

また、最近は働き方改革と称して働き過ぎを是正する動きも出ておりますが、通常の労働時間だけでは生活が厳しい方が、若い職員を中心にすることも現実であります。地方公務員も同様で、『地方自治と住民』などの雑誌にもその実情がたびたび掲載されております。

また視点を変えまして、町職員のラスパイレス指数を見ますと100に満たない数値で、上三川町の数値は100に満たない数値で、同様の仕事をしている国の公務員よりも低い現状があります。地方公務員、特に市町村の職員は直接住民と接する、そういった精神的、身体的な負担を考えますと、ラスパイレス指数は逆に市町村職員こそ100を超えても当然ではないかと私は思います。ラスパイレス指数に関する議論はさておくにしても、給与を上げることによって職員のモチベーションの高まりを目指すことも必要だと考えます。さまざまな施策で町が一丸となって数値を伸ばしている姿が町民の皆様に理解されれば、職員の給与が少しばかり高くなってあわせて理解されるのではないのでしょうか。

先ほど質問しましたように、健康づくりや子育ての部分など、さまざまな分野でナンバーワンを目指す上三川町であるのですから、職員の給与等の待遇もそれに見合うように是正すべきではないかと思いますが、町の考えはあるのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 田中文雄君 登壇)

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在の職員研修については、実施主体別で大別しまして、外部研修と内部研修がございます。外部研修では、芳賀地区広域行政事務組合が実施する研修と、栃木県市町村振興協会が実施する研修がその主なものとなっております。両研修とも、そのほとんどが法律や接遇能力など、公務執行上必要とされる能力や知識を身につけさせる研修内容となっております。また内部研修では、現在、係長、主査、主事・技師と、階層別に応じた研修を実施しております。研修内容は本町独自で設定しております。外部研修では延べ130名程度、内部研修では各階層ごとに20名程度、合計で60名程度に研修を受講させております。

研修による効果は即効性がなく、数値等による把握は困難でございますが、職員の人材育成として継続していくことが重要であると認識しております。

次に、2点目のご質問にお答えいたします。

地方公務員の給与水準を比較する上で用いられる指標といたしましては、ラスパイレス指数がござい

ます。これは国家公務員の給与水準を100として、各市町村の給与水準が高い場合は100を超える数値に、低い場合は100に満たない数値になるものでございます。直近であります平成29年度の数値では、本町は97.9となっております。この数値は県内市町村の中では18番目でございますが、おおむね町だけをとりますと平均値となっております。

給与制度につきましては国家公務員の給与制度に準拠しており、町独自の制度は設置しておりません。今後も同様の考えを継続してまいり所存でございます。

以上で答弁を終了いたします。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それではですね、再質問に移ります。

先ほどの答弁にもありましたが、町独自で内部研修として研修を行っているということで、そういった内部研修、外部研修について、効果については数値的にはあらわせないってのは十分わかるんですが、そういったものについて追跡調査的なものを行った経過があるかどうか。それで、それについては研修をやった効果だっていうものが、事例がありましたらお願いしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

芳賀地区広域行政組合、また栃木県市町村振興協会等、外部研修では、全部ではございませんが、効果測定というものが導入されてる研修もございます。また、内部研修につきましては、研修をするに当たりまして、研修受講前と受講後について、研修受験者に対しましてアンケート調査等を実施しております。1つの例で言いますと、これは今年度実施した研修のアンケートなんですが、今年度実施した研修でマネジメントに関する研修ということで、研修前につきましては、「マネジメントという言葉聞いたことはあるが、中身は知らなかった」という、アンケートに答えた者が、研修後については、「マネジメントをする上でのポイントについて興味を持つようになった」というように、研修効果がすぐにはあらわれないまでも、研修をすることによって自分の足りない能力、そういうものに対して目を向けるようになったという結果がございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 はい。それではですね、課長のおっしゃるような効果については、そういったところで目立ってるってということで認識したいと思うんですが、それで、その逆ですね、さまざまな研修のいろんな問題点もあると思うんですが、そういったものをどのように把握して、どのように改善しているのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまの質問にお答えいたします。

多少長くなりますが、まず、内部研修を実施するに至った総務課の考えを簡単にご説明したいと思います。ご存じのとおり、町職員、団塊の世代が退職期を迎えてから、毎年10人程度の新規職員の採用ということで、急激な職員の若返りが起きております。その結果としまして、職務上の経験不足というのがかなり見られるようになったというのがございます。具体的に言いますと、主査の職務経験が短い

うちに係長になってしまうため、係のマネジメントをする能力が未熟な職員がいるというようなことがございます。そういうことから、外部研修では、先ほどお答えしたとおり、どうしても事務処理に必要な能力の研修が中心のため、役職、立場によるわきまえというものが研修としてはなかなか組み立てられていなかったということで、その部分について町独自で取り組みましょうというのが内部研修を実施するきっかけでございました。

そのようなことで、まず内部研修で重視してるのは仕事をするための実務能力というものも当然あるんですが、それ以上に、係長、主査、立場によって事務処理以外の役割があるということ認識していただくことに関して研修の主眼を置いているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 有能な職員、そういった職員をですね、多数育成するために、研修については大変重要な役割を果たしていると思います。ですから、いろんな面でですね、フィードバックしながら研修をよりよいものにしていって、ほんとに町の職員として有能な方を育てるようなことをお願いしたいと思います。

それで、町職員のラスパイレス指数の推移なんですが、先ほど総務課長の答弁にありましたように、29年度で97.何がしかの数値だったんですが、過去ですね、5年ごとぐらいで結構ですので、どのような推移があったのか、資料がありましたらお知らせください。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ラスパイレス指数につきましては、年齢階層ごとに区切って計算したのから全体の数字を出してございます。手元にあるラスパイレスの数値としましては、個別の数値ではなく全体としての数値になりますが、平成9年につきましては104.8、平成14年につきましては103.7、平成19年につきましては100.3、平成24年98.9、先ほど言いました平成29年97.9と、全体としては下がってきてる傾向がございます。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 単純に計算しまして、過去20年で7ポイント程度下がっているラスパイレス指数ですね。このラスパイレス指数自体がですね、言葉は悪いですが、地方公務員は国の公務員よりも給与、高くはならないというような思想が包含されてるんじゃないかと思いますが、それでも一定のですね、目安として見るならば、それだけ町職員の給与は下がっているということで私は認識したいと思います。給与表の改定やさまざまな問題があることは承知しておりますが、部制などをひいて、まじめに仕事に取り組んでいる職員を上位の給与表適用にできるような職種につけられるような仕組みづくりを考えるべきときが来てると思うんですが、それについてはどのような考えを持っているのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、給料表の適用がラスの数値に影響しているという事実はございます。私も適用してる給与表につきましては、国の人事院のほうで作成したものです。これは国家公務員からほぼ全ての公務員が使用しているものです。その給料表自体は10級までございますが、具体的に使用する

のは、町の場合には6級以下、市の場合には市の希望に応じて7級以上を使うことが可能ということで、町は6級までという制限がございますので、これは現在で言いますと国の技術的指導ということになるかと思えます。その関係で、どうしても給料表を6級までしか使わない町と7級以上を使う市では、昇給のタイミングが町のほうが遅くなってしまいうことで、全体的な給料が下がって、ラスが低くなるというようなこともございます。

もう1点、議員からお話がありました部制云々につきましては、給料の問題とは別に、組織の問題として検討すべき課題であると考えております。今議会にも来年度の組織機構の変更につきまして条例提案いたしました、その段階では既に数年前に部制について検討した結果、本町においては部制の導入は時期尚早という結果が出ておりましたので、今回は部制については見送ったという経過がございます。

組織機構の見直し自体は、五、六年程度と思うんですが、定期的に見直しは必要なものと考えております。次回以降、検討の段階でそういうものが必要であるかどうかを十分に検討した上で考えていくものと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 確かに部制の件については組織機構の問題であるってのは十分理解できます。ただ、私が質問したのはですね、こういった職員の給与、それを少しでも上げるための1つの方策として部制も考えてはいいんじゃないかということで提案しただけで、ぜひともやらずにちゃだめだとかそういう意味ではありませんので、そういったことも、先ほどの課長の答弁にもありましたように、5年スパンぐらいでまた考えるべき問題だということですね、そういったときにまたこの職員の給与、そういったものを一緒にあわせて検討していただければいいかなと思います。

有能な職員をですね、採用して、モチベーションを高くしながら継続して働いてもらうためにも、採用の時点で給与条件などについて今以上に明示しておくことも大切ではないかと考えますが、具体的に言いますと、初任給が幾らで、例えば昇給したら幾らになりますよとそういったこと、あと勤務条件ですね、そういったものをですね、考えていますが、その点についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。ただいまのご質問にお答えいたします。

まずですね、平成29年度のラスの指数が97.9ということで、100を下回ってるという現状に対しまして、総務課としては好ましいと思ってるわけではございません。理想としましては、なるべく100に近い数字を出したいと考えてるのが実情でございます。給料が低いということは、職員の採用においてもデメリットもございます。当然平均給与の高いところに応募職員のほうは流れるという傾向がございますので、近隣に比較して低いということになれば、応募者が少なくなるというのも実態としてはあるのかなと感じております。

そういう意味から、給料の問題につきましてはなるべく100に近づける、また、給与表自体でもなくとも、何らかの手段で職員によりメリットがある方向は今後も継続して検討していきたいと考えてございます。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 はい。確かにですね、総務課長おっしゃるように、給与改定については町単独で、町独自で突出することができづらいことは十分認識しています。認識はしていてもですね、例えばですね、時間外手当を実績分はきちんと支払い、サービス残業などのないように、少しでも職員の利益にかなうような方策をとるべきだと思います。また、最近就職わずかの若い職員の中途退職が多いように見受けられます。それには就職した職員に給与の面で、こんなはずではなかったと思われる部分が少なからずあるのではないかと思います。そういった若年性での中途退職を少しでも減らすためにも、そういったことがないように待遇面での改善をですね、切に望んで、質問を閉じさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時59分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 8番・稲川 洋君の質問が終わりましたので、順序に従い、6番・志鳥勝則君の発言を許します。6番、志鳥勝則君。

(6番 志鳥勝則君 登壇)

○6番【志鳥勝則君】 通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

障がい者の雇用、雇用する上でのルール、障がい者の雇用については次のようなルールがあります。障がい者雇用率制度。従業員が一定以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合を法定雇用率以上にする義務があります。これは障害者雇用促進法43条の1項に定められていますが、民間企業の法定雇用率は2.2%です。従業員を45.5人以上雇用している企業は、障がい者を1人以上雇用しなければならないとされています。

そうした中、本町でも障がい者の雇用機会を設けておりますが、これは一般雇用と障がい者雇用の均衡、均等を図らなければなりません。そうした中で、質問に通告いたしました上三川町職員採用要件の中で、一般事務の①ですか、健常者、学歴要件がありません。そして、一般事務②、身体障がい者対象者につきましては学歴要件が付されていることについてお伺いいたします。

1点目は、職員採用要件の中で一般事務の採用要件、身体障がい者のみがどのような理由から学歴要件をされているのか。

2点目は、町はそうした採用要件に対し、不平等さを感じないのかお伺いいたします。

町長にお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問について、一括してお答えいたします。

公務員試験初級の難易度が高校卒業程度であり、公務遂行上、同程度の能力が必要であると判断して

おります。教養試験により、その能力の有無を判断することができることから、今年度より教養試験を実施する職種につきましては学歴要件を削除いたしました。

今回の一般事務②については、教養試験を実施せず、パソコンを使用した作文試験と面接試験により選考を行いました。このため、高校卒業程度の能力の有無を担保するため、当該職種にのみ、学歴要件を付すことといたしました。

なお、試験の形態に起因して学歴要件の有無に違いが生じたことについて、不平等という認識はございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 再質問に入りますけれども、さきの議会で学歴要件について質問しましたところ、二度目の機会に質問したときには、平成31年度採用職員については学歴要件を削除するというふうな答弁だったものですから、私も当然このような障がい者のみに学歴要件を付すような採用要件ではないというふうに思っておりましたが、このような採用要件を付したプロセスと、流れと、このような要件を決定するに至った、いわゆるどういふふうな人たちが携わったのかお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○6番【志鳥勝則君】 町長にお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。ただいまのご質問にお答えいたします。

平成30年度の職員の募集要項につきましては、一般事務①、一般事務②（障がい者対象）と、それから土木事務、保健師と、4つの項目で募集を行いました。募集要項の決定に当たりまして、障がい者雇用をふやすということは国の施策でもありますので、町としても重要な課題と捉えておりました。

その中で、過去の障がい者の募集に当たっては、ほとんど毎年ですね、一般事務と同様の試験内容で募集しておりましたが、実際の募集は1名応募があるかないかの状況が続いておりました。実際に採用までは至っていないというのが現状でございます。

そのようなことから、障がい者受験者の準備の負担を減らすことが重要ではないかということで、今年度障がい者の募集に当たりましては、一般事務では行ってます筆記試験ですね、そちらのほうを免除するという事で募集要項のほうを改定いたしました。一般事務①、普通の募集につきましては、昨年度の議員のご質問でもあったとおり、学歴要件が必要ないのではないかということをご参考、学歴要件を外したわけでございますが、障がい者につきましては筆記試験自体を外すということで、受験準備の負担を軽減するという事で対応した次第でございます。その結果、本年度につきましては障がい者の募集が5件と。実際に試験を受けたのは4名の方ですが、応募自体が5名と、過去に例がないほどにふえたという実情がございます。

また、募集要項につきましては、宇都宮ハローワークのほうにも毎年提出しておりまして、その中には特段、採用、募集要項について不適當という指摘は受けてないという実情から、町の募集要項について特段不適切な部分があるとは感じてなかった次第でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 不平等さは感じていないというふうなことです。それは町の一方的な考えかもしれないですけども、私はそのようには思っておりません。

それでは、学歴要件を持たない障がい者の方が一般事務のほうで学歴要件のない試験に臨もうとしたときに、これは受験できるのかどうかお伺いいたします。

町長にお伺いします。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 細かい要件については、担当課長より説明させます。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 募集要項については、一般事務①と②に分けてございます。障がい者がどちらで受けるかは障がい者の選択によるかと思えます。ただ、募集要項には沿って応募をしていただきたいというのが考え方でございます。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 募集要項に応じて応募をいただきたいというふうな最後の言葉でしたけども、私はその言葉を解釈したのは、学歴要件を持たない障がい者については、応募要項に従い、一般事務のほうを受けようとしたときには受けられないということで、学歴要件のない障がい者は応募要項に沿って一般事務が受けられないと。いわゆる公務員試験は上三川町は受けられないということによろしいんですね。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 大変申しわけありません、一瞬で私のほう、質問の内容を理解できなかつたんですが、平成30年度の上三川町の職員募集要項で行きますと、一般事務①につきましては、まず年齢要件で昭和58年4月2日以降に生まれた者という要件がございます。年齢要件につきましては、原則はハローワークのほうでは禁止されております。ただし、正職員として採用から退職まで長年勤める者については、組織の維持を図る以上、ある程度の年齢構成を見る必要があるということで、その募集については年齢要件が認められてるという実情がございます。その関係で、年齢要件としましては以上の要件を付してございます。一般事務①につきましては、受験資格としてはそれだけが設けてあると。ただし、採用試験、実際の試験につきましては1次から3次までの試験がございます。

一般事務の②、障がい者対象の受験資格としましては、先ほど言いました年齢要件のほかに、高等学校程度を卒業した者という条件が付してございます。また、手帳等の所持を求めてございます。ただし、試験のほうはですね、障がい者につきましては1次の学力試験、教養試験ですか、そちらについては免除して、2次試験のみの試験で採用を決めると、採用の判定をするという形で行っております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 例えば私が身体障がい者で手帳をもらっております。上三川町役場の職員の募集要項に応じて、私がこの昭和58年4月2日以降に生まれた者であったとします。私は学歴を擁していない障がい者です。上三川町の平成30年度の一般事務の応募に私がそういった条件下の中で応募し

たときには受験できるんですか、応募できるんですか、できないんですか。もう一度お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 一般事務①の受験ができるかというご質問であれば、できるとお答えいたします。ただし、一般事務①につきましては教養試験がございますので、そちらの試験を受けていただくということになります。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私はこの質問はですね、一般の町民から言われた話をかみ砕いて、確認してくれというような話で、私はいろいろ試行錯誤しながら今回の質問に至ったわけです。そうした結果、あなたのお子さんは障がい者であって、学歴要件は持っていないから、一般事務の障がい者の応募はできませんよ、でも、学歴要件がなくて障がい者であっても、年齢要件に達してますから受験できますよというふうにご返答してもよろしいですね。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 質問がよくわからなかったんで確認したいんですが、障害者手帳を所持していて、学歴要件は満たしていないという中で、一般事務①のほうを受験するということでしょうか。

○6番【志鳥勝則君】 そうです。

○総務課長【田中文雄君】 受験は可能でございます。一般事務①につきましては、学歴要件は外してございます。ただし、教養試験を受けていただくと。教養試験が職務遂行に必要な能力の判定の1つになってるということでご理解いただきたいと思えます。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 わかりました。じゃあ、その方に安心して受験できますよ、応募できますということで回答しておきます。

それですね、ほかの自治体ですね、いろんな応募要項を見たんですけどもが、上三川町みたく、一般事務で学歴要件は付していない、そういうところは身体障がい者の一般事務の応募要件にも学歴要件は付していないんですよ。どちらも付していないんですよ。一般事務で学歴要件を付しているところは、障がい者でも学歴要件は付して、やっぱりちゃんとした試験をやってるんですよ。こういった方法は上三川町だけなんです。上三川町だけのこういった受験手法を決めるときに、ほかの自治体の応募要項等は検討したのかどうかお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。まず、職員の募集でございますが、職員の募集は基本的に住民サービスをするための職員、仕事をするための必要な職員を採るということを目的に職員募集をかけてございます。これは当然、仕事についた以上、何らかの対価に見合った仕事をしていただくというのが前提になります。そのための能力判断は最低限必要かと思っております。

その関係から、今回障がい者雇用のほうを一般教養試験のほうは免除いたしました。そのかわり、具体的な試験内容としましては、今回あった試験につきましては作文試験を障がい者に対してお願いしてございます。内容的には、パソコンを使ってその場で打っていただくという試験を実施しました。これは、障がい者の方ですと一般の職員と同様に異動が可能かどうかという疑問もございますので、障がい

者の方に役場組織内でその方が専任でできるような業務ということで考えた結果、パソコンでの業務が適切ではないかということで考えたものでございます。当然その場でパソコンを使っていただくということで、パソコンの実技能力ですか、そのようなものを見るということで実施いたしました。

議員の質問の他市町の募集要項につきましては、担当のほうで幾つかは確認してるかと思えます。私自身は他町の募集要項までは目を通してございません。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 県内にですね、25の市と町があるわけですけどもが、他市町のを参考にしたというようなときには、多分今のような採用要件にはなっていないんじゃないかと思うんですよ。その辺のところ、どのようにどのくらい研究したのかなってところで、私は疑問に思います。

そして、パソコンで作文試験を行った、その場で行ったということでございますけどもが、一般事務のほうでの作文試験はやはりパソコンでやったのか、その場でやったのか、また以前にやってたように自宅で書いてこいということで、いついつまでに提出しなさいというふうな方法だったのか、どういうふうな方法で一般事務はやったのかお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。一般事務①ですね、一般の職員採用に当たりましては、同じように作文試験は実施しておりますが、パソコンではなく手書きで実施しております。障がい者につきましては、手書きでは困難な方もいらっしゃるかというのと、パソコンをどれだけできるかということで、一般の方と障がい者の方は試験内容を分けてございます。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 栃木県ですね、身体障がい者を対象とする試験案内の中で、平成30年度身体障がい者を対象とする栃木県職員採用選考考査っていうのがありますけどもが、多分これは委員会というものをつくっておるんでしょうけどもが、上三川町は職員を採用するときに採用、不採用を決定する際はどういうふうな形でやっているのか、どういったメンバーでやっているのか、最終決定はどのような形で、多数決で選考委員がやっているのか、その辺のところをお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。まず、一般事務①、それから土木事務、保健師の採用につきましては、先ほど説明したとおり、3次試験まで実施しております。1次試験は教養試験ということで、芳賀広域行政事務組合のほうに教養試験の実施を依頼してございます。そちらにおいて教養試験を実施した結果、点数の一覧表になって出てきます。その点数に対しまして2次試験に行く者を上位から選んでると。具体的には、事前に合格ラインの一定ラインを決定しております。合格ラインにつきましては、年度により多少合格点数が高いとき、低いとき、ございます。これは2次試験以降に進む者の人数がですね、極端な差が出ますと、2次試験以降の選別ができなくなるということもございますので、最低限の人数は2次試験に出したいということで、一定限の線を引いてございます。2次試験につきましては、グループ討議を実施しております。グループ討議に対しまして職員が採点する形で、採点の内容につきましては選考の詳細になりますので具体的には申し上げませんが、職員が評価する形になっておりません。3次試験は三役をお願いしてございます。

このように、3次試験それぞれ採用決定に当たる人を分けることによって、一部の人の意見で採用が決まるようなことを排除してございます。現在の試験方法では、仮に町長がこの者を合格させたいと考えても、それは3次試験全部を通らないとできないということで、三役に当たっても恣意的な合否はできないという形をとってるものでございます。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 わかりました。そうすると、どっかの市長がやったように、加点したっていうふうなことは上三川町じゃないということですよ。公平にあくまでもやってるといふふうなことで理解します。

それですね、私、上三川町の採用要望の中では障がい者の雇用率を高めるために1次試験はやらないんだよと、受験しやすいような形をとってんだよというふうに理解してはいますが、現在の上三川町の障がい者の雇用率は何%で何名か。目指す将来の雇用人数と雇用率はどのような年次計画でやっているのかお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 障がい者の雇用率に関してですが、ただいま手持ちの資料がございません。募集に関しての資料しか持ち合わせていませんので。

ただ、私の記憶で言いますと、ことし国のほうで障がい者雇用率の不適正があったということを念頭のご質問かと思えます。こちらにつきましては、本町においては雇用率を守ってございます。将来の雇用計画につきましては、障がい者雇用率自体が近年高まってきてございます。今後国のほうがどのようにそれを判断するかもわかりませんので、現時点で将来どのような雇用数にするかという計画はございません。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 将来の雇用計画がないと言いますけども、国のほうでは方針は、今回問題になって、ある程度方向性は出されてるわけですよ。そういったことに基づいて雇用計画っていうのを仮にもつかんどく必要があると思うんですけども、その辺のところはどうなってる、考えてますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。障がい者雇用率は以前は1.8%でございました。それが私の記憶では昨年からと思うんですけど、2.3%に上がってございます。今後その数字が、パーセントが上がるのかどうか、私のほうとしては現在数字を把握してないということで、当然数字がわからない以上、計画も立てられないと。ただ、国のほうが数字を示しましたら、それに見合う雇用者を、障がい者雇用率を達成するために、障がい者の募集をまたかけていきたいと考えてございます。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 また話がもとに戻るような気がするんですけども、上三川町の職員募集要項の中で、一般事務②、いわゆる身体障がい者のあれですよ。この要件の中で、1次試験は筆記試験はやらないものの、1次試験はやらないものの、「活字印刷文による出題に対応できる者」というふうに書いてありますけど、1次試験がやらないならば、この部分の要件は必要ないんじゃないかなと私、思うんですけども、どう考えますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 先ほど説明したとおり、教養試験は実施しておりませんが、2次試験の段階で作文試験をパソコンで打ってもらうために実施してるというご説明をしたかと思います。そのときに、試験の作文の題材ですね、何について書いてもらうか、それはここに書いてある活字印刷文で提示しているということでございます。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 出題の何文字かの活字が理解できるというようなことで、要件を載しておくというふうなことですね、わかりました。

それとですね、私、やっぱり疑問に思うのは、障がい者の1次試験、いわゆる学科試験をやらないというようなことでございますけども、先ほど申した障がい者の雇用、雇用する上でのルールということで、その中でですね、これは厚労省が出しておるものかと思うんですけども、「障がい者に対する差別の禁止」という事項が書いてあるわけなんです。そこにはですね、「事業主は、募集、採用において、障がい者に対して障害でない者との均等機会を与えなければならない」と。また、「賃金、教育訓練、福利厚生、その他の待遇について、障がいであることを理由に障がい者でないものとの不当な差別的取り扱いをしてはなりません」ということで障害者雇用促進法に載っておりますが、私、ここで疑問に思うのは、「事業主は、募集、採用において、障がい者に対して障がい者でない者と均等な機会を与えなければならない」という部分について、ちょっと反してるんじゃないかと。なぜ障がい者だけが学歴要件を付されてんだというふうなこと。今読み上げた内容と現在上三川町でやってる採用要件を照らし合わせてどのように考えますか。この点からお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 本町の募集要項、一般事務、一般事務②に分かれてございます。一般事務につきましては、該当する方全員が受けられるということで、こちらは障がい者が受けてはいけませんということは一切言ってございません。当然同じ条件で受けられると。そのほかに、障がい者に対しては、障がい者枠としまして別途一般事務の②でも受けられますという応募枠をつくったということでございますので、私どもとしては差別等をしてる考えはございませんが、どうしてもそれがおかしいということであれば、今後ハローワークのほうと協議してまいりたいと思います。試験自体を一本にするのか、分けてやったほうがいいのか、ハローワークの見解も確認しながら要項の見直しを進めていきたいと考えてございます。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私は、ある面では一本にした、いいんじゃないかと思いますよ。その学歴要件なし、一本で。そういうふうに思います。

障がい者に対してだけですね、学歴要件を付しておくということ自体がちょっと私は納得できないんです。学歴要件のない障がい者が障がい者枠では受けられませんというときに、一般事務の要項で学歴要件の、一般事務募集の中で年齢要件しか載っておりません、学歴要件は削除されましたが、その一般事務の中でですね、学歴要件のない応募者については一般事務も受けられますよってということで明記して、相手に理解しやすくしたらいいんじゃないですか。私がここで一般事務は受けられる、受けられ

ないってというようなことで、わからないんで聞いたんですけどもが、そういったことを一般事務要項の中で、学歴要件の持たない障がい者は、一般事務は応募可能ですよってという項目を一言入れてやったのが親切じゃないかというふうに私は思いますが、町長、どう思いますか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 担当課長が今まで、例えばハローワークと上部の指導機関と調整の上進めてきたものですので、今後、仮に変更はあるにしてもこのままで行くにしても、よくその辺はまた協議を進めて、内部のほうで調査・研究をしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 じゃあ、私としてはハローワークと協議して今後進めていきたいというふうに思いますけどもが、障がい者に対しても受験枠は一般事務もあるんですよと、学歴要件のない方も、学歴要件のない障がい者でも、一般事務のほうでは応募できるんですよというふうに知らしめてやるのが親切じゃないかなと思います。

それで今、町長がハローワークのほうと相談しながらというふうな話でございしますが、この件に関してはちょっと私も得心がいかないところがあるんで、私自身としても何らかの方向で、私が言っていることが当然じゃないかなというふうな根拠を見出すために、ハローワークまたほかの関係機関に私なりに調査さしていただきますんで、お互いに研究していきたいと思います。

それでですね、私が、また同じ繰り返しになっちゃうと思うんですけどもが、よく町にも考えていただきたいと思うんですが、鹿沼市の市職員採用の中でも、一般事務と同じように、障がい者も学歴要件はうたっていないんですよ。下野市はうたってありますけどもが、一般事務にもうたってありますけどもが、障がい者にもうたってあります。栃木県でも一般事務にも学歴要件はうたわれないし、障がい者にも学歴要件はうたってありません。壬生町についても一般事務に学歴要件はうたっていないし、障がい者に対しても学歴要件はうたっていないです。栃木市についても同じようです。うたっていない、どちらもうたってありません。

宇都宮市の職員採用について、細かく載ってたもんですから、「身体障がい者を対象とする宇都宮市職員採用試験案内」ということで、大きくは学歴要件はうたってありません。年齢要件だけです。試験の方法として、1次試験、教養試験、作文試験、適性試験、面接試験、2次試験として面接試験、健康調査ということになっています。ほかの市町村も調べたんですけどもが、きょうはここに資料ありませんけどもが、上三川のような片方に学歴要件を付してるような、1次試験はやりませんというふうな応募要件のついてる市町村は、調べたところほかにも見当たらなかったということでございます。

広くですね、障がい者等についても公務員としての受験資格を有することができるように、障がい者に対しても学歴要件を付さないというふうな、ほかの市町村との応募要件と同じくやってくることが、1つの障がい者の雇用率を高めるための善良な応募要項じゃないかなということでございます。

そういうことでね、また私なりにハローワークへ行って聞いてみたり、ほかの、これは人権っていう問題でもあると私は思ってますんで、そちらのほうの人権関係の方についても意見交換しながら、今後私も調査・研究を進めていきたいと思いますので、一緒になって調査・研究して、いい答えを見つけていきたいなというふうに思ってます。

まだ12分時間がありますけどもが、私の質問をこれで終わりたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部に申し上げます。

議員の質問に対して、その趣旨または内容を確認する行為、いわゆる確認権、反問権の行使に当たりましては、議会の運営に関する要綱第81条の2の規定により、私の許可を得てから発言するよう注意いたします。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

午後1時に再開いたします。

午前11時38分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 6番・志鳥勝則君の質問が終わりましたので、順序に従い、1番・篠塚啓一君の発言を許します。1番、篠塚啓一君。

(1番 篠塚啓一君 登壇)

○1番【篠塚啓一君】 それでは早速通告順に従いまして、一般質問に入りたいと思います。今回は、通告書にもあるように、大きく2つの点についてお伺いいたします。

まず1番目として、町民の方々が安心・安全に日々暮らせる一翼を担っている消防団に関することとなります。消防団員の運転免許についてということで、まず2017年3月の道交法の改正により準中型免許という区分ができ、普通免許で運転できる自動車が今までは車両総重量5トン未満まででしたが、今回の改正により、昨年3月12日以降に普通免許を取得された方が運転できるのは車両総重量3.5トン未満となり、その範囲が狭まりました。つまり、昨年3月12日以降に普通免許を取得された方が消防団に入られた場合、車両総重量が3.5トン以上の消防自動車が運転できないこととなります。

全国的にも消防団員の減少が問題となっている中、今回の道交法の改正により、喫緊の問題ではないのかもしれませんが、将来的には消防団員の活動も限定的になってしまい、地域防災力が低下してしまうおそれがあるのではないのでしょうか。

そこで、この改正後に免許を取得した者が消防団に入団し、消防車の運転に準中型免許が必要な場合、今後どのような対応をしていく考えであるのか。

また、第2点として、国でも平成29年3月12日以降に普通免許を取得した新規加入団員が準中型免許を取得する経費に対して地方公共団体が助成を行った場合に、当該助成額について特別交付税措置を講ずることとしております。既に県内でも消防団員の準中型免許取得に係る公費の負担を決めた自治体も見受けられます。

そこで、本町では普通免許取得者である消防団員が消防団活動のために準中型免許を取得する場合、その係る費用に対し助成をする考えがあるか、以上2点についてお尋ねします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

道路交通法の一部改正による消防団への影響は、普通免許で運転できる車両が総重量3.5トン未満、最大積載量2トン未満に変更されたことで、町ポンプ自動車が増中型免許扱いになります。そのため、現在配備しているポンプ自動車の運転ができなくなりますが、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した者からの適用となるため、現時点における消防自動車の運転には影響はございません。

今後は、これから免許証を取得する団員などに影響がありますので、消防団と協議、検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目についてお答えいたします。

将来は消防団員の中にも普通免許の所持者が見込まれると考えているところであり、消防活動に支障が生じないように、団員への支援を講じてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうしますと、今町のほうに配備されている消防自動車があるかと思うんですけど、12台中何台がその増中型免許に当たるものになるのかお尋ねします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 消防自動車につきましては、3分団12部に1台ずつ配置されております。そのうち8台がポンプ車という形式のものでございます。残り4台は可搬ポンプ積載車でございます。基本的にはポンプ自動車8台が増中型では無理だろうということになります。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 先日お伺いしたときには、12台中10台が増中型免許でないと運転できないというふうに回答するというか聞いてたんですけど、8台ということでもいいんですかね。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 失礼しました。分類で言うと、ポンプ車と可搬ポンプ積載車でなります。私のほう、その可搬ポンプ車、可搬というのは人が持ち運べるポンプを積載した消防自動車ですね、そちらの個別の重量までは把握しておりませんでしたので、議員が確認したということであればそれが正しいと思います。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、いずれにしても12台中8台であったり、10台ということが増中型免許でないと運転できないということになるかと思うんですね。

先ほどの答弁ですと、当然今すぐについてという問題ではないのかと思うんですけど、当然将来的にはそういった運転ができなくなるという団員さんが多くなるというのが想像するのも簡単じゃないかというものがまず1つ。

ある教習所にちょっと聞いてみたんですけど、新たに自動車免許を取得する方のおよそ9割が普通免許で、残りの1割が増中型免許を取得するような割合だそうです。なぜそこまで大きく差が開いてい

るかっていうと、まず取得時の費用の違い。皆さん、ご存じのとおり、最近はオートマ限定とかっていう免許、取られる方、多いかと思うんですけど、まずオートマ限定を取得する場合には25万1,250円。それがマニュアル車になると26万500円なんですけれども、準中型免許になると30万1,470円っていうふうに費用が上がる。それがまず1つ考えられるところと、あと、皆さん、免許取られてるので、教習所に通われたと思うんですけど、技能教習の時間も10時間以上ふえるような形なんです。

つまり、先ほど町長の答弁にもあったように、最大積載量2トン以上の車っていうのを運転する予定がなければ、特に準中型免許を取らなければならぬっていうのが余り考えられない。当然普通免許、要はオートマ限定であったりっていうのが多いのかと思うんですけど、そういった形が多いんじゃないかと、そういうふうに想像できるわけです。

このようなことから考えても、そうすると当然、普通免許で消防団に入団されるっていう方がほとんどじゃないかなと考えられるんですけど、そうすると消防団に入ったがために、先ほどの話もあったように、準中型じゃないと運転できないっていうものが例えば12分の10であったり12分の8。っていうことは、そのために準中型免許を取得をしなければならぬっていう問題がどうしても出てくると思うんですけど、それに関して先ほどお話を、お尋ねしたように、係る費用の助成っていうのは、するのかもしれないかっていうのはどうなんですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい、お答えいたします。

消防団員が消防車を運転するのに免許の問題があるという中で言いますと、先ほどの議員の話の中にも一部あったんですが、普通免許でもマニュアルミッション免許とオートマ免許があるということで、まずその問題がございます。実際昨年、時期は忘れたんですが、多分昨年度の上旬のころに、担当のほうで消防団のほうに調査いたしました。オートマ免許の件とこの準中型の件ということなんですが、オートマ免許につきましては、現時点ではほとんどの方が、特に男性の場合、マニュアルまで運転できる免許を取得してる割合が高いということで、実質的な影響はないと。準中型につきましては、昨年の調査時点では、団員のうち二、三%が普通免許で、消防車を運転できない者がいるという結果が出ておりました。

ただ実際、各部に1台ずつ配置してます消防車、運転者は1人ですので、免許を持ってない者が運転するということになると、当然無免許扱いになりますから、運転できないということで支障が生じるんですが、通常火災現場に出動するとき、消防車の出動には最低3人の団員が集まってから出発します。というのは、消防団が現場でホースを伸ばして消火活動、当たるためには、車でのポンプの操作、それから安全確保の要員、それと実際に消火、水を放水する先頭の者、複数の者がいないと安全に消火活動ができないということで、通常は3名以上集まってから出動するというところで言いますと、3名とも普通免許と、現在での普通免許というのは現時点では率から言って少ないんで、すぐに影響はないという結論、昨年度は結論でした。

ただし、議員がおっしゃるとおり、今後今の免許取得者がほとんど普通免許ということであれば、当然将来的に影響は出てくるということなので、対策は考えなくてはならないと。町長答弁のとおりで

ございます。ただ、現時点で私どもが考えてるのは、その影響の度合い、それと準中型だけの支援でいいのか。オートマとかの免許の支援はどうなのかと、いろんな部分がありますので、またこれは団のほうとも相談してないので、導入できるかどうかわかりませんが、例えば先ほど申しあげました現在の12部の消防車の中で、普通免許で運転できる小さいものもあると。逆に言えば、全てがそういう小さい消防車であれば普通免許でも可能と。そのように、方策は幾つかあると思っております。ですから、今後どの方策が最適なのかにつきましては、内部でも協議、または消防団との協議も必要かと考えてるところでございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうしますと、例えば県内、助成するっていうのが決まっているのが大田原市っていうのはご存じかと思うんですけど、大田原市の助成の内容とかっていうのは把握はしてらっしゃいますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。現時点では把握しておりません。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 はい。大田原市の場合には、準中型免許を取得する際の費用の半額で、上限が10万円っていうような内容になってます。

ちょっとこれに関連してお話をさせてもらえればと思うんですけど、普通免許から準中型免許、助成っていうかする場合に考えると、オートマ限定だった人が準中型免許に変える場合っていうのが14万8,650円。マニュアル車の普通免許を取られた方が準中型免許に変えるには13万1,370円かかるそうです。これは1カ所しか教習所に聞いてないので、全てが同じ金額とは限らないと思うんですけど、大体がこの金額っていうふうに考えてもらえればいいと思うんですね。

そのようなことを考えると、大田原市の場合には上限が10万円っていうことなので、半額はカバーできるのかなということなんです。

例えば先ほど最初にお話しさせていただいた国のっていうことなんですけれど、こういった消防庁からの通達っていうかそういったものが、「消防団で所有する消防自動車に係る準中型免許の新設に伴う対応について」というのが出てるのはご存じですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 消防庁のほうから通知が来ているのは知っておりますが、詳細については把握しておりません。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 はい。そうすると、じゃあ、ちょっとここに書いてあることを読ませていただくと、「消防団が車両総重量3.5トン以上の消防自動車を所有する場合にあっては、消防団員が運転免許（準中型免許を含む）を取得する経費について助成を行っている地方公共団体の取り組みも参考に、消防団員が準中型免許を取得する経費を助成することなどにより、それらの自動車の運転者を確保すること。なお、平成30年度から新たに、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した新規加入団員が準中型免許を取得する経費に対して地方公共団体が助成を行った場合の助成額について地方財政措置

を講じることとしている」っていうふうに書いてあるんですね。

総務省とかにもちょっと電話をして、確認をしてみました。そうすると、市町村が助成した額の2分の1を地方財政措置、特別交付税ということで助成をするそうなんです。それが今月12月に確定するっていうことだったんですけど、内容としてはこれでほぼ決まり。だから、それを考慮して考えていただいていいですっていう内容の返事っていうかはもらってるんですけど、そういったところから考えてみても、助成っていうことを考えて、具体的に考えてもらうことっていうのができないのかなと思うんですけど、その点はどうですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。先ほど町長の答弁にあったとおり、いろいろな策を講じて、考えていきたいということでございます。その中には免許の助成も入ります。ただ、現時点で消防団の団員確保と、免許に絡む団員確保に関して、それ一本に絞るということではなくて、広く検討した上で決めていきたいということでございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 はい。広くっていうのはどういった内容で検討していくっていうことですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 免許の問題の対策としては、先ほど述べました消防車自体の大きさの問題、またオートマ免許に関する問題、そういうこともあわせて考えざるを得ないので、そういうことを全て検討材料として、どの方策をとるかを今後検討していくと。現時点で中型免許の助成だけに絞るということではなくて、現時点では全ての方策を検討材料にしますということでございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、普通免許から準中型免許への助成だけでなく、その他いろいろ、いろんな多方面からっていうことだと思うんですけど、それは先ほどの消防庁から出てる文書の中にも、2つ目として、新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車の活用っていうことで、今、課長の答弁からもあったように、準中型免許だけでなく、29年の3月12日以降の普通免許でも運転できるものが今、12台中2台は少なくともあるかなと思うんですけど、ここにある内容としては、「必要とされる消防力等、地域の実情を十分に勘案した上で、消防自動車の更新機会等にあわせて、新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車を活用することも検討すること」っていうのがそれに当たるかなと思うんですけど、そういったものも当然考慮していただかなきゃいけないと思うんですけど、ただ、今現状、先ほどにもあったように、12台中10台はそういった29年3月12日以降の普通免許では運転できないっていうのは明らかで、そうすると、準中型免許っていうのが今のところは必要になってくるんじゃないかなと思うんですね。

先ほどのオートマとかマニュアル車の限定っていうか普通免許から準中型へ取り直すのにかかる費用とかをお話しさせていただいたんですけど、例えば、将来的に全てが普通免許でも運転できるとかっというような対応が可能なのであれば、助成だけでなく、そういったものも1つの方策として当然あり得る話だと思うんですけど、1つの考え方としてなんですけど、先ほどちょっと免許を取るときに金額、お話しさせていただいたと思うんですけど、一番最初に普通免許を取る場合、25

万1,250円、マニュアル車であれば26万2,050円、準中型免許を取る場合には30万1,470円というお話をさせていただいたと思うんですけど、そこです、将来消防団に入団するっていうことを活動年数とかそういったものを誓約した場合に限って、当初の差額、例えばオートマ限定を準中型っていうふうに考えると5万2,200円っていうこの差額を町のほうで助成するっていうのも1つの方策じゃないかなと思うんですけど、先ほど課長はいろいろな方策をっていうことだったので、これも1つの方策として考えていただきたいんですけど、さっき普通免許から準中型へ変えるときには14万何がしっていう金額がかかるってお話をさせていただいたと思うんですけど、仮に町でその半額を助成するってなった場合に、約7万4,000円。それが当初から例えばその差額分、オートマっていう普通免許から準中型を取るっていう形であれば5万2,200円の差額なので、町の負担っていうか助成する額っていうのは幾らかでも少なくて済むし、将来的に消防団に入りますっていう誓約のもとにそういった助成をするのであれば、それも1つの方策じゃないかなと思うんですけど、そういった形っていうのは考えられるんですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。今の議員のお話ですと、既に普通免許を持ってる方が限定解除で準中型を取る場合、また、免許を所持してないいきなり準中型を取る場合と、負担の部分が随分違うということのお話もあったかと思えます。

私どもとしては、そういういろんな例もあるので、それらを含めて今後の検討であると捉えております。昨年調査した時点では、消防団としては現時点では影響がないという調査結果でしたので、今後毎年、いずれ影響が出るのは明らかだと思いますので、そのようなことについては逐次調査をして、対策を考えていく必要があると。

ただ、先ほど申しました消防団の消防車の入れかえであっても、例えば更新年数がございます。免許の問題だけですぐに更新できるわけじゃございません。通常ですと15年から消防車は使っておりますので、その更新時期にならないと新しいものには変えないというのもございますので、そういうことを総合的に考えた上で結論は出していきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 一番最初にもお話しているかお尋ねするときにも伝えたように、喫緊な問題っていうふうには捉えてはいないんですけど、当然将来的に考えたときに、免許の取得の割合等を考えると、何かしらの方策っていうのは必要になるかなと思いますし、今1つ、最初免許持っていない人が取る場合のっていうのも、いろんなところ、助成してるどころ、たくさん自治体ありまして、大体皆さん書いてあるのが、消防団何年以上、免許取ってからですね、取ってから例えば5年間、10年間、そういった活動を続けるっていうような条件等も付されているので、それが例えば入ってからっていう、入ってから取り直す場合もそうですし、免許、一番最初に取りるときに、そういった形で条件を付して助成をするっていうのも1つじゃないのかなと思うので、将来的な消防団員さん、数の確保にもつながるんじゃないのかなと。

そういったこともありますので、課長の答弁にもあったように、いろいろと調査・研究をさせていただいて、よりよい制度、そういったものをつくっていただければいいのかなと思います。

それでは次に、2つ目の質問に入らせていただきます。

2番目に、改元に対する対応についてということで、「平成」は来年の4月30日で終わり、5月1日より新元号になることが決定しております。そこで3点お尋ねします。

新元号は2019年5月1日からと決まり、その1カ月前の4月1日に公表を想定していますが、改元による本町の事務事業への影響はどの程度あるのですか。

次に、改元によるシステムの改修等の準備、対応はどの程度進んでいますか。

3点目として、改元対応に係る費用はどの程度を見込んでいるのか。また、それに対して国からの補助金等はあるのですか。

以上3点、お尋ねいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

事務事業への影響については、現在把握しているものとして、文書発信に関する各種通知文における日付の記載変更のほか、上三川町例規の改正作業及び各種電算システムの改修作業がございます。

次に、ご質問の2点目、3点目については関連がございますので、一括してお答えいたします。

町では町民や外部機関に対してわかりやすい文書を発信するため、元号と西暦の併記についての基準を設け、実施していく旨、7月に職員宛て通知の周知の対応を図ったところでございます。また、改元対応に係るシステム改修費用等については、おおよそ7件で185万3,000円の費用が発生すると把握しておりますが、それら改修費用に対する国からの補助金等はありません。

町では改元のスムーズな移行ができるよう、事務処理に遺漏がないように対処してまいり所存でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 最近の報道とかを見ていると、一応最初は4月1日公表っていうのを想定してっていう話だったものが、いろいろと案があり、1つには4月21日以降に公表っていうような報道もあつたりとかしてるんですけど、例えば4月1日であれば1カ月間の猶予っていうのがあるかと思うんですけど、これが4月21日以降とってなった場合には、実際には10日から1週間程度しか今度は時間がなくなってしまうんですけど、そういった場合の対応っていうのは可能なんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい、ご質問にお答えします。

改元ということで表記を変えるわけでございますが、中身的には大きく2つになるかと思っております。職員がつくる事務的な文書系と、パソコン等の機械によるシステムからの打ち出しのものです。職員がパソコン等で作るものについては、比較的早く対処ができると思っております。パソコン等のシステムの改修につきましては、当然専門業者に委託せざるを得ないので、委託業者の受注状況によっても変わるのかなと考えております。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 先ほど町長の答弁の中にもあった、併記っていうお話があったんですけど、和暦と西暦っていうような形になるのかなと思うんですけど、例えばこういった印鑑証明とか、こういった交付の申請書って全て平成っていうふうに書かれてるんですけど、こういったものって5月1日以降は全て切りかわるのか、それとも例えばこれを訂正して使うのか、こういったふうに考えてらっしゃるんですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。表記につきましてははですね、町としましては、対住民と機関、よその機関とのやりとりでは違うのかなと考えております。

対住民につきましては、まずわかりやすいということが大前提であると。その結果、もう昔からなじみでる元号については、今回改元ということがあるということで、それなりに費用もかかるんですが、日本の文化の1つということ言えば、私どもとしてはできるだけ残していきたいと。ただ、住民がわかりづらいということになりますと本末転倒にもなりかねませんので、一応対住民に対する文書につきましては併記をしていく形をとりました。この併記のやり方につきましては、基本的には栃木県のほうが、ことしの初めのころにそのような知らせが来ましたので、それに沿って町も同じような表記を考えたということでございます。

議員がおっしゃる、現在役場で使ってる申請書等につきましては、ものによって違うのかなと。その申請書が上三川町役場だけでとまるもの、また、上部機関まで上げるものによっても、上部機関まで上げるものにつきましては、逆に言うと、最終的なその受理する場所によってどう判断するかということもございますので、一概には申し上げることはできません。ただ、町が最終的な受理として終わる書類につきましては、できるだけ無駄は省きたいと。ですから、訂正で済むものについては、用紙を破棄するのではなくて、既存の用紙を訂正で使っていければと考えてございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 はい。そうすると、すいません、例えばこの申請書に関してはどうなるんですか、そうすると。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。議員がおっしゃった申請書というのは、多分住民生活課での申請書かと思えます。そちらの申請書につきましては、町という行政機関が受けるだけで上部機関につながるといようなものではございませんので、できるだけ訂正で使用していきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 はい。そうすると、今のことはそれでクリアになったんですけど、申請書ってホームページ上からいろんな各課の申請書、ダウンロードできると思うんですけど、あれも見るものによっては平成って書かれてるものもあれば、何も書いてないものもあって、統一されてるものではないんですね。

例えばPDFだと、なかなかソフトがない限り直せないのかなと思うんですけど、ワード、エクセルに関しては、例えばダウンロードした本人が新しい元号に直したりとかっていうのも可能かと思うんですけど、直して使っていっていいという考えでいいんですかね。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまの議員のご質問の件につきましては、そこまでは具体的には検討してなかったんですが、今回来年の5月に元号が変わることが事前にわかっておりますので、このような騒ぎになっております。平成に変わったときは天皇が亡くなった時点で元号が変わるということで、事前の準備は一切ございませんでした。そのときの措置としましては、元号の記載について、二本線で消して修正することを認めたというのが各行政機関の対処の仕方かと思えます。

議員がおっしゃったインターネット上の申請書云々につきましては、原則としては私ども行政のほうで申請書の見本を提示してるものですので、それは行政側が訂正するものと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると今、行政側が訂正するっていうようなお話だったんですけど、仮に例えば4月の半ば以降、新しい元号が出た場合っていうか公表された場合は、そうすると、新しい元号のものと、それから今の平成のものと両方が、5月の1日までっていうか4月の30日まではホームページ上っていうか、そういったところにあるっていうような形になるんですか。

そうじゃないんだ、すいません、ごめんなさい。

○議長【田村 稔君】 どうぞ。

○1番【篠塚啓一君】 それはあり得ない話だったので、ごめんなさい。

そうすると、5月の1日の時点で入れかわるっていうような対応をとられるんですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 具体的な手法はまだ検討してないんですが、基本的には元号が変わった時点で変えるというのが筋かと思ってます。ただ、事前に公表されて、申請書の提出自体が既に5月1日以降を予定してる場合に、4月中であっても、4月中ですと現在の平成の元号になってるわけですが、5月1日以降、元号が何らかの名称に変わった場合、それはもう変わることが公表されてるという場合に、4月中に例えば平成の様式で載せて、それで例えば実際の申請は5月になってから申請すると。ただ、書類の準備で4月中にダウンロードして、元号の表記が違うというようなことはあるかと思えます。ただ、その元号の違いによって申請書類を、基準を満たしてないという評価は、判断はしないということで、行政としては意思統一を図っていきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 じゃあ、今意思統一というお話だったので、ちょっと1つ伺いたいんですけど、先ほど併記、西暦と和暦の併記っていうお話だったんですね。それが7月についてということだったんですけど、例えばこの間の、「上三川インター南産業団地造成事業に関する基本協定の締結について」っていう文書は、確かに併記されてます。事業実施期間ということで、「平成30年（2018年）7月から平成38年（2026年）3月末日までとする」というふうに併記されてます。例えばこの上三川町税条例新旧対照表、これが、「この条例は平成31年10月1日から施行する」というふうになってるんですけど、31年10月1日ってもうないと思うんですね、実際には、改元されてるんで。これは併記がなく、あと、「上三川町体育施設及び上三川町都市公園施設の指定管理者の指定に

ついて」っていうこの指定の期間に関しても、「平成31年4月1日から平成34年3月31日まで」となっていて、西暦は併記されてなく、平成34年っていうのはもうないのは明らかじゃないのかなと思うんですけど、こういったところってとても統一されてるっていうふうには考えられないんですけど、こういった扱いっていうのはどういうことになってるんですかね。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。新元号に関する、改元に関する考え方だと思うんですが、先ほど説明したとおり、町ではことし、年の初めのころに県から通知を受けて、庁内でも検討しようということで、ことし7月に各課に元号表示、特に住民向けですね。我々町の職員としては、一番の大事にすべきは町民だということで、町民にわかりやすい表記ということで、町民に対する文書については日付の表記を元号と西暦の併記をするようにということで通知しました。その通知の中では、具体的な実施時期はことしの10月1日からということで通知しました。ですから、その前後では当然住民向けの文書も併記されてるもの、併記になってないもの、いろいろあるかと思うんですが、その辺につきましては議員ご指摘のとおり、庁内文書も含めて周知徹底がされてないということかと思うので、今後実際の改元に向けて周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今ちょっと例として出させてもらったのって、これって公文書に当たるんじゃないのかなと思うんですけど、こういったものこそ元号がないもの、平成34年とかっていうのはもうあり得ないことだと思うので、そういったものはちょっと気をつけたほうがいいんじゃないのかなと思います。

あともう1つ、システムの改修のことでちょっと確認をしたいんですけど、仮に4月の半ば以降、新しい元号っていうのが公表された場合ってほんとに時間がないと思うんですけど、そういった中でもシステムの改修とかっていうのは間に合うっていうのは可能なんですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。システムの改修、先ほど町長が答弁で回答したとおり、現在把握してるもので7件ございます。具体的な修正につきましては各所管課が業者のほうと直接交渉してますので、どれがどのぐらいかかるかというのは私どものほうでは把握はしてございません。

ただ、基本的な修正のやり方としましては、まずシステムを修正しといて、新元号が決まったときにはその元号名だけを平成から新しい元号名に変えるだけで全ての、プログラムはそれ以前に直しとくというやり方が基本的な考えかと思ってます。それが徹底されれば、実際に間に合わないということはほとんどないのかなと考えてるところでございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 わかりました。じゃあ、大体大丈夫っていうことで考えててよろしいですかね。はい。

先ほどこういった公文書の件、そういったものもお話しさせていただきましたけれど、改元まであと残り半年までないのか、5カ月ぐらいかなと思うんですけど、いろいろと忙しい中、大変かと思うんですけど、町民の生活にいろんな支障とかそういったものがないようにしていただきたいと思っております。

ので、そういったところを考慮しながら仕事のほう、進めていただければと思います。

今回はこれで質問のほうを終わりにさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 1点、つけ加えておきたいと思います。

先ほど議員のほうから、今回の議案に絡む公文書云々の話がありましたので申し添えますと、それについては現在の元号で表示して、平成34年とか5年とかいう平成はないだろうというご指摘ですが、それをもって法律違反というようなことはない、県のほうからはそういう方向で調整するというので伺ってますので、明らかに平成31年以降ですか、32年以降の記載があっても、それをもって法律違反ということはないということではご理解いただきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 はい。法律上っていうのはないのはわかってるんですけど、当然読みかえればわかることなので。ただ、ないものを書いておくのっていうのはどうなのかなっていうところのお話だったので、そういった形でご理解いただければと思います。

じゃあ、これで終わりにさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後2時02分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 1番・篠塚啓一君の質問が終わりましたので、順序に従い、3番・海老原友子君の発言を許します。3番、海老原友子君。

(3番 海老原友子君 登壇)

○3番【海老原友子君】 では、議長のお許しをいただきましたので、私のほうからごみ出しサポート事業、防災対策・災害対応についての質問をさせていただきます。

まず、第1番、ごみ出しサポート事業について。家庭ごみを集積所に出すことが困難な高齢者や障がい者などを対象に、個別収集を行うごみ出しサポート事業を実施する考えはないかということをお伺いします。

ごみを分別所まで出すっていうことは、これから超高齢化社会になったり、それから障がい者を対象として、出すのが大変だという意見を数多くの人から伺います。

その中で、今回この問題を出したきっかけとなった方は、目が不自由な方なんですけれども、今は家族と住んでいますが、娘さんの旦那さんの転勤でひとり暮らしになるということで、「とてもごみ出しが不安です」って。「ヘルパーさんは朝が早いのでごみ出しをやっていただけません。どうしたらいいでしょうか」っていう、そういう問いかけに対して、ああ、そうだねっていうことで今回このようなことを考えていたときに、野木町ですね、野木町さんがそういうことを始めたということで、野木町のほ

うに伺ってその事情を聞いたときに、「高齢者の方とかそれから障がい者の方の安否確認もできるし、健康状態も把握できるしということで始めたんですよ」というお話を伺いました。そして、「職員がやるのでゼロ予算事業です」ということなので、「私たちが集めに行ってるんです」というお話を頂戴しましたので、とてもいいことだなと思ひまして、本町においてそのようなことはどのように考えているかをまず伺います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在、上三川町では住民同士の助け合いで高齢者が住みなれた地域で生活し続けることができる、地域包括ケアシステムの体制づくりを進めているところですが、ご質問の家庭ごみを集積所に出すことが困難な高齢者や障がいのある方のごみ出しについては、社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されたボランティアによるサポートが実施されております。

今後、急速な高齢化により、在宅支援ボランティアのニーズの増大が予想されることから、本年度につきましては在宅支援の担い手育成講座を予定し、ボランティア数の確保を図ってまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい。先ほど町長のほうからボランティアのお話が出ましたけれども、社会福祉協議会のほうに行きまして、ボランティアのことについてもちょっとお伺いしてきたんですね。やっぱり高齢化、ボランティア自体も高齢化が進んできて、私として個人的な考え方になってしまうかもしれないんですが、ボランティアだけに頼るのではなく、やはり町もやってるんだよってという姿勢が大切ではないかなと思ひますが、その辺はいかがでしょう。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 はい。先ほど町長の答弁にもありましたように、上三川町では住民同士の助け合いで高齢者が住みなれた地域で生活し続けることができる地域包括ケアシステムの体制づくりを進めているところなんですけれども、この地域包括ケアシステムの中で住民同士の助け合いということで、高齢者とか、高齢者にかかわらず障がい者、全部を含めて助け合うことで、皆さんが住みなれた地域で生活し続けることができるというそういうことの中からは、役場が入るというよりはそういった地域の助け合いの中でそういった問題を解決するような方向で今後も進めていければということで事業を進めております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 では、そのボランティアなんですけれども、若い方っていうか、今私もちよっといろいろボランティアに入らせていただいているんですが、若い方のボランティアの方はふえていますか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 どうしてもボランティアができる時間帯がある方ということになると、定

職を持っていない高齢の方が主体になるかとは思われます。でも、今後はいろんな意味でいろんな方がボランティアできるようにということで、社会福祉協議会のボランティアセンターを中心として、町と社会福祉協議会で協力し合って、そういったボランティアの、ことしも在宅支援の担い手養成講座を開催して、ボランティア数の確保を図るのと同様なことを今後も続けていって、ボランティアをふやしていければと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 では、ちょっと質問をちょっと変えまして、戸別収集について近隣の市町村はどのような形か、ちょっと調べてあるようでしたらお伺いします。

○議長【田村 稔君】 住民生活課長。

○住民生活課長【星野和弘君】 はい。近隣の市町の状況でございますが、宇都宮市では戸別収集を実施してございます。また、下野市もこれは高齢者部門のほうで実施してるところでございます。壬生町は今のところございません。あと、真岡市のほうでも実施してるといったところがございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい。やられてるところも結構多いと思うんですね。その中で、上三川町としてはボランティアにお任せするという形で、地域でというお話を、例えば地域で住みやすく生活するっていう話はほんとに理想的だと思うんですけども、なかなか地域っていうのも難しいところもあって、地域の人に来るよりは役場の人に来てくれちゃったほうがいいとか、そういうところもちょっとあったりするんですね。

そういう中で、例えば現在ですけれども、ごみが困難で出しづらくて、ごみを出すことができなくて、家の中とか家の外とかにごみがたまってしまってるような高齢者のうちというのは実際ありますか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 はい。今現在7小学校区において、わがごとまるごと支え合い講座、わがごとまるごと会議ということで、支え合いの話し合いをしてる中ではそういった話も出てきてるかと思えます。そういったことも含めて、地域の中で何とかできればということを考えてるところです。

その一端は、困っている方、そちらの方に対する支え合いということで、支えられるほうの方のことだけでなく、支えるほうの方もそういった支えることによってそれを生きがいとして、それが介護予防につながるということの事業でもありますので、含めて地域包括ケアシステムの中で解決できる方向ということで、今現在進めております。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 ボランティアの方も高齢化が進む中で、わがごとまるごと支え合いですね、が進んでいって、地域の方のボランティアの方がいろいろやったださっている中で、なかなか入れないうちがあったりとか、こっちはやってあげたいけど向こうは拒否するとか、そういうことをよく聞くんですけれども、ボランティアさんたちとの連携っていうか、ボランティアさんの思いと受ける側がずれたり、そういう話は出てますか。

に入ったらいいのか、そういったところにつきましては今回、在宅支援の担い手養成講座の中でもそのかわり方について学んでいただく部分もありまして、それによって入り方がよくなれば、受け入れる側も受け入れやすくなるっていうふうに考えておりますので、そういったことも含めてボランティア、支え合いにおいて今後も進めていければと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい。では、最終的にごみ出しサポート事業というのは町ではやる考えはないということよろしいですか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 全然ノータッチということではなく、町もかかわりながらボランティアを中心として事業を進めていくという形で今現在サポート事業が進めてますので、今後そのボランティア数の確保を図りながら充実できればということ考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい。今の今すぐやれというのはなかなか難しいと思うんですけども、今後ボランティアさんたちがふえていったりとか、それからうまく連携がとれたりとか、そういう中でごみ出しっていうのはほんとにこれから超々高齢化社会になっていきますので、ほんとにごみのことに関してはいろんな話が出てくるんですね。コンテナがでか過ぎて持ってけねえだの、そういう細かいことを聞いていくと、やはりごみっていうのは私たちの生活にとってはほんとに重大な問題じゃないかなっていうふうに思ってる中で、やはり高齢者とか障がい者とか、そういう力はあるけれどもちょっと誰かの支えが必要だっていう人に、やっぱり町としては積極的にそこに取り組んで、飛び込んでいってただけっていう姿勢があったら、また、もっと見える形でそういう形ができてきたら、あ、町もやってくれてるんだなっていうふうな思いが出てくると思うので、今すぐではなくても今後このような、ほかの市町村もどんどんやっていますので、本町としてもそれを念頭に置いていただいて、頭の中に入れていただいて、ぜひぜひ私は進めていっていただけたらなっていうふうに思います。

そして、ボランティアの私も一員として、その地域の住民の中に溶け込んでいけるボランティア活動がもっともっと進んでいけたらいいんじゃないかなと思いますので、その辺はほんとに私たちも、住民も、それから本町の職員も一緒にこれから考えていくことじゃないかなって思いますので、ぜひぜひもうやらないっていうことではなくて、考えていただけたらいいなっていうふうに思います。

じゃあ、1つ目の質問はこれで終わりにします。

続きまして、防災対策と災害対策について、3点お聞きします。

新たな防災マップを配布した後の町民の反響、反応はどのようなものだったか。

災害時要支援者の登録状況及び地域との連携はどのようになっているか。

時系列に沿った個人の災害時行動計画、マイ・タイムラインを推進する考えはないかの3点に、お伺います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

8月に各戸配布いたしました防災マップの反響ですが、町民の方からは、「以前と比べ、避難対象地域が見やすくなった」などの好評をいただいております。また一部の町民から、「配布に気づけなかった」とのご意見もありましたので、再度通知を図るため、下野新聞を通じて新しい防災マップのPRをさせていただきました。

次に、2点目についてお答えいたします。

災害時要援護者の登録状況は、平成30年11月22日現在で260人、うち、避難支援者登録者数は192人で、避難支援者登録者のうち自主防災組織を避難支援者として指定している方が56人でございます。

地域との連携は、現在のところ行うまでに至っておりません。

次に、3点目についてお答えいたします。

マイ・タイムラインは、住民一人一人が自分の住んでいる地域の災害リスクを知り、みずから避難行動を検討して災害に備えるなどの防災、減災の意識を持っていただくための手段として有効だと考えております。国や県ではマイ・タイムラインの取り組み、普及に力を入れておりますので、町は設立を推進している自主防災組織と連携し、将来にわたって地域に根づいて普及するよう推進を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 この防災マップ、とても見やすくていいんですけども、中には色がわかりづらいよっていう方もいらっしゃったんですね。でも、地図状になっていてとてもいいものだって私はちょっと思ってます。

この防災マップからちょっと1つ、2つお伺いしたいんですけども、ここにですね、一番最初のほうのページに、「想定最大規模をあらわす」ということなんですけど、想定最大規模ってのはどのくらいのことを言うんですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問なんですけど、申しわけないんですけど、細かい資料は持っておりません。

災害想定規模ということで、これは平成27年だったと思うんですけど、茨城県常総市で鬼怒川決壊した事故、災害ですね。そのときに、鬼怒川上流に線状降水帯という特殊な雨の降り方をしたと。それが決壊につながるほどの雨量を記録したということでございます。そのときの災害をもとに、それまでの浸水区域の雨量想定から、基本的にはその常総地域で決壊があったときのものに置きかえて、鬼怒川河川域でこれだけの雨量を記録するのは想定では最大ということで決めたものと認識しております。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 具体的にだと、1時間に100ミリとかだともうすごい雨っていう形ですけど、そういう具体的な数値はないっていうことですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 手元に資料がないので具体的な数字は出せませんが、例えば皆さんご存じの、子供のころ夕立という激しい雨の降り方があったかと思います。その夕立の降水量が大体1時間に30ミリ程度と言われております。現在、局地的に豪雨が降るといのは、1時間100ミリ程度の雨量を記録する雨の強さということでございます。

この災害想定のものにつきましては、1時間とかいう短時間ではなくて、2日ないし3日という長期間のもので計算してるものかと思えます。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 そういところがちょっとわかりづらいところではあると思うんですけども、先ほど町長がおっしゃられたように、配られてたのもわかんなかったっていう方もいます。え、そんなのあったのみたいな感じで、こんな大きくてこんな目立つ物が回覧板と一緒に来たと思うんですけど、なかなかそれでもわからない。回覧板と一緒に来たんですけどね、それでもわからない人がいるんだなって私はちょっと感じましたけれども、でもこれの中身がわかったほうがいいと思うので、マップの説明会とか、自治会でこれはこういうふうにするんですよとか、先ほど自主防災組織があると、そういう中で、これの説明会とかそういうのは持つ考えはありますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。この防災マップだけの説明会というのは、現在のところ考えてございません。ただ、自主防災組織、組織をつくただけでは意味をなさないということで、毎年継続した活動をお願いしてございます。その活動の中では、この後の議員の質問にもございますマイ・タイムライン、またこの防災マップ、既に防災マップ等を使って自主防災組織の活動をしてるところもございしますので、そのようなところでの普及を図っていただければと考えております。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい。今たまたま偶然かもしれませんが、2年前の12月に私が自主防災組織の質問をしたときにですね、その当時、「9自治会が設立となっております」という説明があつて、その2年前ですよ、「今年度につきましても20自治会に対して推進を行ってるところでございます」ということで、現在は何自治会が自主防災組織ができてますでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 すいません、手元に資料はないんですが、20自治会は超えております。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 20自治会は超えてるということで、その自主防災組織がどのように活動ができておるか、わかる範囲で結構ですので教えていただけますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 正確な数字は、現在23団体になっております。

自主防災組織の活動なんですが、組織によって活動内容は違います。多くの団体で活動の中身としては、まず炊き出し訓練を行ってございます。それと多いのとはしましては、消防署を呼んでの煙道体験、また、消防職員による講話等が多く自主防の活動としては組まれてございます。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 先ほど町長からもお話があったように、このマップの説明で、下野新聞に職員がこういうのができましたよってという新聞が載ってました。その職員は防災士の資格を持ってるってということで、庁内で防災士の資格を持ってる方ってというのは何人ぐらいいらっしゃいますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 現在のところは、その職員1名でございます。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい。自主防災組織が23団体になられたってということで、9自治体からだ随分2年間の間でふえたんだなっていう感じを受けます。そういう自主防災組織を使ってですね、このマップの説明とか、それからどのように逃げたらいいのかとか、そういうのをどんどん進めていっていただけたらなっていうふうに思います。

それとですね、このマップの中ですね、避難所なんですけれども、学校とかは何階建てとあってあるんですけども、平屋のところもありますよね。ひまわりとかは平屋ですかね。そういうところは安全性としては、避難所はその安全性は、全部安心なのですかっていうのはおかしいですけど、そこは全部、逃げてもそこは大丈夫なところなんですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。避難所一覧に指定されてる避難所につきましては、全ての災害を考えての避難所でございます。議員がおっしゃってるのは、水害時に対して危険な避難所はないのかというご指摘かと思うんですが、こちらに記載していますのはあくまでも火災の場合、地震の場合、いろんな場合を想定した、全てに対応する避難所です。その中で、避難所一覧の右側には、「洪水の場合にはこの避難所はだめです」という記載もしてございます。全ての避難所が全ての災害時に使えるわけではないということで、そのような表記をさせていただきました。

以上です。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい。それは私もわかるんですけども、上三川ふれあいの家ひまわりをとった場合ですね、あそこの側溝が水があふれて、上三川幼稚園あたりも床下になったとあってそういうお話、ありましたよね。そういった、ちょっと高いから大丈夫なのかなとは思いますが、大きな洪水が来たときに、平屋でも安心なんですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 私、個別にそこまでは確認してないんですが、基本的には全ての災害に想定しまして、最近の水害で言うと、一旦避難所に非難した者が別の避難所に移動するのは無理があるんじゃないかということで、垂直避難という言葉が使われるようになりました。垂直避難というのは、建物が2階、3階、ある場合には、1階から2階、3階、高いところに、垂直に避難してくださいということでございます。

そういう観点から、議員のほうからご指摘のふれあいの家ひまわりについては、垂直避難ができないということでのご指摘かと思うんですが、現時点ではそこまでの水害は想定してなかったというのがあ

ると思います。ご指摘がありましたので、今後は再度その辺も確認はしていきたいと思います。

以上です。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい。本当に予定してないことが起こるのが災害で、今まで50年に一度とか100年に一度のものが来るのが災害だと私は思うんですね。そして、私は違う町からこの上三川町に嫁いでまいりましたけれども、自分の生活環境下の中でそういう大きな災害がないと、一番近い私の身近な、私の夫なんですけれども、「上三川は災害ねえから大丈夫だよ」みたいなことを常に言ってるんですけど、私としては災害があるところから嫁いできたので、災害っていうのはいつどんなとき、どんなふうにかかるかわからないのが災害だと思うので、その辺は予定してなかったとか、それは予測してなかったとか、そういうことはちょっと違うかなと私自身思いますので、その辺のことを考えていただけたらありがたいなと思います。

次、2番目ですね。災害時要支援の登録状況及び地域の連携はどのようになっているかということで、登録者が260名で、要支援者が192名ということなんですが、ひとり暮らしの高齢者とかはこういう登録制度とかっていうのは知ってるんですかね。なかなか、「こういうのあるよ」って言っても、「え、そんなのあったの？」という人が多いんですけど、その周知徹底とかはどのようにしてますか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 この一番最初ですか、災害時要援護者の名簿作成の段階では、ひとり暮らし高齢者、障がい者を回って歩いて登録を呼びかけたという時期もありました。今現在はそういった作業を毎年やってるわけではないですけども、そういった方については年度当初に民生委員の方にひとり暮らし高齢者の名簿をお願いしまして、その状況について民生委員の方に状況のほうを確認のほう、お願いしてるような形になっております。その中でっていうことで進めております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい。西日本豪雨で51人ものとうとい命を奪った岡山県倉敷市の真備町の水害ではですね、多くの犠牲者が高齢者だったんですね。ひとり暮らしの人もその中でとても多くて、自力で避難することができない、そういう人たちとの連携、先ほどこの前の質問で、わがごとまるごと支え合っているのをやったださってるんですけども、その中でもやっぱり高齢者とか障がい者とかの逃げる時間帯とかそういうのも、登録をしていただいて、その地域防災組織につなげてって、そういうふうな関連をつなげていただくと、もっともっと逃げやすくなるんじゃないかなと思いますので、この登録のことはもうちょっと、地域にもうちょっと広げられたらいいんじゃないかなと思いますので、その辺の周知徹底をしていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 今の質問に答える前に、先ほどの質問で、最大想定の内容についてご報告したいと思います。

鬼怒川につきましては、平成28年8月2日に国のほうで指定になったんですが、最大の降雨量につきましては72時間総雨量669ミリ。田川につきましては、平成29年12月8日に県のほうで指定

になりました。6時間総雨量として365ミリが最大の想定雨量ということでございます。

なお、先ほどの議員から質問ありました避難所ひまわりですね、それにつきましては、今申し上げました最大降雨量ですか、その段階では浸水区域には入っていないというのはこの地図上からもわかるかと思えますので、あわせて申し上げます。

次に、ただいまの質問でございます。要支援者等への町としての取り組みでございますが、正直なところ、現在福祉課のほうでまとめました要支援者の名簿につきましては、自主防災組織のほうにはまだ渡してございません。私ども、自主防災組織の設立支援をお願いする中では、まず地域の方が自分たちの地域にどこにどういう方が、支援を必要する方がいるのかを皆さんで把握してほしいということで、自主防災組織の設立に当たっては連絡網の名簿整備を第一に掲げてございます。それをやっていただく都合上、先に要支援者名簿というものを出してしまうと、その分の調査が進まないで、単にこちら、行政から出したものだけでこれが支援、必要なものと認識されると、大事な地域の連携が図れないということで、出してございません。今後の活動の中で、改めて行政から地域が把握しました要支援者のリストと行政が把握してる要支援者のリスト、それを突き合わせることを進めていきたいと考えてございます。

やはり災害時、大事なのは地域の方がお隣の方に手を差し伸べられるという体制でございます。要支援者の方というのは、やはり体調の状況によっては入院、また施設入所等もございまして。その時点で在宅でどなたがいるのか、それがわかるのはやはり地域の方かと思います。そういう意味でも自主防災活動の地域での把握が大事かと思っております。また、議員ご指摘のとおり、せっかく行政でそのような名簿をつくったのに活用しないということはないと、ご指摘のとおりだと思いますので、今後その名簿を自主防災のほうにも了解を得られてる方から出していきたいと思っております。

要支援者名簿につきましては、名簿の作成に当たって、当初は消防署、警察等への行政に出すことを前提に了解を得たという方もいらっしゃいます。その当時はまだ自主防災組織の設立がほとんどなかったことから、行政への名簿提出が前提になってた。最近のものについては、自主防災への名簿提供も説明してあるということなんですが、何分どの方が自主防災組織への名簿提供までご了解いただいているのか、その辺が把握、未把握だったものですから、行政として名簿を出すことに躊躇をしたという実情がございまして。今後、順次名簿の提供を進めていきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 はい。海老原議員のご質問の中に、この災害時要援護者登録制度の周知の徹底というようなお言葉がございました。今までもですね、民生児童委員等のご協力を得ながら、周知徹底のほうを進めてまいったわけでございますが、さらに今後も自主防災組織の活動に並行してですね、周知のほうを強めて、強力的に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 なぜ私は周知徹底をしていただきたいっていうお願いをしたかということですね、前回100万人アンケートっていうのをやったときにですね、防災のほうで、高齢者や障がい者に対しては福祉避難所をと、それから、力を入れてほしい防災行政のナンバー2のほうに、災害時の

要支援の把握とか連携とかっていうのが出てきたんですね。やはり逃げおくれる人はやっぱりそういう方が多いんじゃないかなっていうことで、その辺の連携をしっかりとっていきたいっていうことをお願いしたいなと思って、今回この質問をさせていただきました。

最後にですね、平成30年8月1日に、上三川の広報に載ったんですけど、本郷小学校で防災教育としてマイ・タイムライン、「逃げキッド」を使った授業っていうのをやられたということを某テレビ番組で私も拝見させていただいたんですね。とってもいいことで、今マイ・タイムラインっていうのはほんとに必要なっていうことがだんだんだんだんだん広がってきて、そして鬼怒川の大きな災害が起きたときに、茨城県と栃木県でそれをやっていきましょうっていうことで、今どんどん広がってる。それで、「逃げキッド」っていう、キッドっていうのは子供っていう意味で、それで方言を、必ず逃げ切るぞっていう方言で、「逃げキッド」っていうのができたっていうことなんですけども、本郷小学校でやったのは本当に最初のころだと思うんです、栃木県では。それで、その後、ほかの小中学校でその授業はやるかどうか伺います。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。本郷小学校でマイ・タイムライン作成の授業を行いました。授業につきましては、下館河川事務所の職員の方が直接お見えになりまして、先生を務めていただいたという経過がございます。

その授業に当たりましては、専用のマイ・タイムラインをつくる教材がございます。実際のところ、その教材につきましてはまだ私どものほうに普及というか、具体的な物が来てるわけではございませんので、はっきり言って、本郷小は栃木県では初めての実施でございますが、その後については今のところ行われてないのは実情でございます。

今後、下館河川事務所のほうからそのような教材をいただきまして、自主防災組織また各学校での普及に努めていきたいと考えてございます。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 その逃げキッドとか地図とかそういうのは、ホームページのほうからもダウンロードできるみたいな感じですので、ぜひぜひ、最初の入り口が子供でも、それから、そしてそれからご両親とか、おじいちゃんおばあちゃんとか、「こういうのを学校でやったよ」って、「逃げる時はこういうことが必要なんだよ」って、3・11の東北の震災のときも、「津波でんでんこ」っていう、必ず1人がここに行くんだよって、ひとりで逃げるんだよっていうことを教えた大学の先生がいらっしゃいましたけれども、やはり津波のときに、誰か、お母さんのことを待ってるとか、お父さんのことを待てるのかってしてたら死んじゃうかもしれない。そういうときに、自分の逃げるんだって、ここに逃げるんだ、必ず生きるんだっていうふうなそういうことをやっていかないと、一人一人がそれをちゃんとできていないと逃げ切れない。そういうことで、やっぱり子供から入るっていうのは意外と入りやすいと思うんですね。大人に言っても、「大丈夫だよ、上三川は全然災害なんかないんだから」っていう頭がかたいところじゃなくて、やわらかい子どもから入って、「おじいちゃん、おばあちゃん、だめだよ」って、「逃げなくちゃだめだよ、死んじゃうよ」って、そういうふうに言ってもらうのが一番だと思うので、ぜひぜひ各小学校、中学校、本郷小学校でせっかくやって、NHKさんで、テレビで

やったのに、その後全然何もやってないよっていうのはちょっともったいないと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 本郷小学校でやられたのがですね、下館河川事務所の所長とお話をさせていただいたときに、こういったところを今普及をしているというところで、では本町でっていうことで、栃木県内ではまだ実施してないっていうことだったもんですから、教育長と相談して本郷小学校でやっていただいた経過があります。

私もその授業を後ろのほうで拝見してました。子供たちもですね、各家庭でいろいろ事情が異なりますから、そういった自分のうちのきちんと把握して、それできちんとしたマイ・タイムラインをつくってました。非常に効果があったというふうに思います。

今後ですね、子供たちについてはまた教育委員会と相談しながら、各学校でそんな準備を進めていきたいというふうに思いますし、先ほど答弁でもありましたように、自主防災組織を通じて各組織の中から大人の方にもその有効性を、普及に努めていきたいというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい。命は誰かが守ってくれるものではなくて自分が守るっていうことを小さいときから教えるっていうのはとてもいい教育だと思いますし、水って普段はすごく癒してくれるものですけども、災害になったときの水の怖さっていうのは考えも及ばないようなことが出てきますね、そういったときに、自分は逃げるっていうことがきちんと教育の中で指導されていた子供たちは、必ずそのときに逃げられる子に育つと思いますので、ぜひぜひそれはやっていただけたらなって思います。

ほんとに災害っていうのは、きょうはこんないい天気でも、もしかしてあした、あさってはわからない。地震が来るかもしれない、大雨が降るかもしれない。そういうときに、やっぱり自分一人一人がぜひ逃げられる、そして考えられる子供に育ってってもらえたらいいなと思いますし、その子供がしっかりした考えを持てたら、「お父さん、お母さん、こうだよ。おじいちゃん、おばあちゃん、こうだよ」って、近所の人にも、「逃げるんだよ」っていうふうに言ってもらえると思いますので、ぜひぜひそれはマイ・タイムライン、ぜひやっていただき、せっかく本郷小学校で栃木県で初めてやったんだから、そんな全然やってないよではちょっとね、寂しい思いもしますので、ぜひぜひ各小中学校、ぜひぜひやっていただけたらなと思います。

それで以上で私の質問を終わりにいたします。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後2時53分 休憩

午後3時05分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 3番・海老原友子君の質問が終わりましたので、順序に従い、9番・勝山修輔

君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 通告順序に従いまして、一般質問をさせていただきます。

その前にちょっと前回の議会で、町長の発言で今までにないこのような答弁があり、私も町長の申すとおりでと感服したものでした。「箱物行政の借金をいつまでもつくるものではない」。町長も目覚めた行政をすることになったんだなというふうに思っております。現在の車社会で、20キロは近所だというような時代になりました。人口減の行政では無用の長物になりつつある、何を残して何をなくするか、これからの行政の思案するところではないでしょうか。

福田知事は20日の定例記者会見で、「ニュースには驚いた。ゴーン容疑者の経営腕前は評価しつつも、権力の座に長くいると弊害が見えてきて、権力は腐るものだ」と。福田知事も3期でおやめになるというようなことを言っていました、今は4期目に入ってます。

先日、日光市のほうで、日光グリーンセンターの解体工事に、市長の弟さんが代表を務める会社がJVで請け負ったことについて、全員協議会で問題視されております。我が町の町長にはそのようなことはないと思っております。

それで私は質問に入りたいと思います。

町に提出した要望書についてお伺いしたいと思います。

1つ目、道路設計計画の要望に対し、その優先順位はどのように決定していくのか。

2つ目、要望に関する予算確保はどのような経過で決められていくのか。

3番、要望に対し、その順位を一定期間内の中で公表する予定はないのか。

街路灯と防犯灯の設置条件及び予算の確保はどのようになっているかの4点について質問したいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

道路整備の要望につきましては、緊急性、公共性、投資効果等を勘案した評価を行い、優先順位を決定しています。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

緊急性の高いものにつきましては早急に予算措置をしていますが、それ以外のものにつきましては、限られた財源の中、当初予算の編成により、他の事業との均衡を図りながら道路整備の予算案を作成し、議会での審議、議決を経て決定されております。

次に、3点目のご質問についてお答えいたします。

次年度以降の対応となる要望につきましては、要望書が提出された年度末に各自治会長へ優先順位を文書で回答しております。なお、順位の公表については、その考えはございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 ただいまのご質問の4点目についてお答えいたします。

街路灯は、夜間歩行者や自動車等が安全で快適に通行できるよう、事故の防止等を目的とし、設置するほか、町並みや景観などを考慮し、町のシンボリックな道路、具体的には町の玄関口である石橋駅東口や、中心的な市街地である上三川通り等に設置しております。現時点で街路灯については新たな設置計画はなく、修繕費のみが予算措置となっております。

防犯灯は、夜間の犯罪を未然に防止すること等を目的に設置しており、特に児童生徒の下校時の安全を確保するため、通学路を優先に設置しております。新規の防犯灯は自治会からの設置要望をもとに、通学路を中心に、周囲の光源の状況、電源経路などを調査し、設置しますので、予算の平準化を見越して、毎年平均した灯数分の予算を確保しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 ご答弁いただきありがとうございます。

私は今月、私自身が要望があった自治会を通じて要望書を出した記憶がございます。かれこれ4年以上たったかと思いましたので、都市建設課へ行ってお尋ねをしたんです。その解答には、「町では予算確保の厳しい状況の中、現地調査を行い、緊急性の高い箇所から順次対応しているところでございます。要望の箇所については、町の規定（内規）に基づき調査、検討した結果、整備する優先順位は低いと判断いたしました。つきましては、今後予算等の確保状況によりますが、当面の間（おおむね5年以内）、整備は困難でございます。なお、整備時期については、町の財政状況、要望等などにより変更する場合がありますのでご了承ください」という決まった文句が各自治会に送られてると思います。

私は、このことについていささか不思議なことがありましたので質問してるんですが、実は私のところに町に要望書を出した自治会長が参りまして、約3年以上たったのに要望がないんですと。ところが、知り合いの他の自治会長が要望書を出したのに、1年もたたずに実行していただいたというので、その方と、自治会同士ですから、会長同士ですから知り合いなので、どうして早くできたのということ聞きに行ったところが、余計なことをしなきゃいいのに、その自治会長が顔をこうやって、腕をこうやったそうです。ああ、そういうことなのかということで、その自治会長は私のところへ来てこのようなことを言ったので、「自治会長、私のところへ来たんでは、早くなるものも遅くなりますよ。私のところへ来たなんて言わないで、もう一度都市建設課へ行ってよくお願いしてみたらどうですか」と、そのように私は言ってさし上げました。

余計なことをしなきゃいいなということは私も思うんですが、その自治会長はやっぱり自分のところの自治会が早くしてほしいということを要望されてるものですから、何で1年で近く、そんなんで来たんだろうなっていうことがあったので、私はこの質問をしてるんですね。

そうすると、顔をこうやったのとかうやったのは、町長、どんな意味があるとお思いですか。主観で結構ですから。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 はい。その自治会長がどういう思いでそういうサインを出したかは、私には存じ上げません。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今までの行政の通例ではですね、そこの顔ききがいたのか、お願いする人が実力があつたのかということになるのではないかと思うんですね。私はこの質問をすることによって、そういうことのないように、今、町長は順位を発表しないというから、全て発表すれば、あなたの順番はこのこの辺ですよ。お金がないのにはできないもんですから、順位ぐらいははっきりしとけば、そういう顔をたたいたり腕をたたいたりする行為はなくなるんじゃないかと思うんですね。そういう順位をしていないから、そういう自治会があると町で火つけたみたいにポーッと燃え立つ。燃え立つから私のところへ来るから、私は言ったんです。「私のところへ来ちゃだめだよ。私のところへ来たら、早くなることも遅くされちゃうよ」「何ですか」「それは行政へ行ってよく聞くことです。私が言うことじゃありませんよ」と言ってさし上げました。

要望する、予算確保と言いますが、じゃあ、今まで自治会の要望は27年度に16件ですよ。未処理は8件、処理は8件、半分です。28年は18で、未処理は8件、処理は10件です。29年は11件で、未処理が5件、処理は6件です。それぞれ処理した金額がわかれば、何年に幾ら、何年に幾らっていうのをわかればお教え願えますか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。まず、先ほどの議員の質問の中で、優先順位の決定の仕方についてのお話がありました。そちらのほうについてちょっとお時間をいただきまして、優先順位の決定の町の仕方についてまずご説明をさしていただきたいと思います。

まず、自治会からの整備要望につきましては、先ほど町長が答弁しましたように、要望内容の緊急性や公共性、投資効果等を勘案した統一した優先順位評価を行って、効率的な整備に努めてるというようなことで行ってます。その基準としましては、上三川町道路関連要望適正化管理規定というものを21年度に策定しました。策定の目的といたしましては、限られた財源の中で効率的、効果的及び計画的な事業の執行と公正と透明性を確保するために、各自治会からの要望に対して統一した評価を行い、町民にわかりやすい事業執行を行うため、基準を策定したものでございます。

具体的な評価の基準といたしましては、評価項目としまして14項目をまず掲げまして、14項目の中には、道路の位置づけや通学道路になっているか、交通量はどうかと、そういうふうな大まかな14項目を掲げまして、その項目ごとに重要度でA、B、Cの判定を評価してございます。最終的な優先順位、優先度の順位としましては、その評価のA、B、Cの各個数によりまして、優先度が高い、優先度が中位、優先度が低いというような要望の回答をするようにしてございます。

回答につきましては、先ほど町長が申したとおり、毎年度の年度末に自治会長宅に伺いまして、文書によりまして自治会長のほうに回答内容をご説明を申し上げてございます。「この要望につきましては、優先度は中位と判断しました。つきましては、今後の予算確保の状況によりまして、中位の場合につきましてはおおむね5年以内に整備できるよう対応してまいります」というような内容の回答文となっております。あくまでも優先度、優先順位につきましては、整備の時期を町が確約するものでございませぬ。町としての整備の目標をお示ししまして、町民にわかりやすい事業の執行を行うためのものでございます。

そういうことで、自治会長のほうの説明に当たりましてはそのような説明を申し上げ、また、町の財

政状況等によりましては5年以内に整備をしたいというようなご回答の事業であってもおくれる場合がありますというようなことで、各そのような説明の中で自治会長のご理解を得ておるところでございます。

そのような中で、先ほど27年度の対応が未対応が何件、28年度が何件っていうようなご質問がありまして、それがどのぐらいの事業費になってるのかというふうなご質問でございますが、各々の要望の事業についての事業費については、当然その事業箇所の測量等、詳細な計画をしなければ事業費等が出ませんので、そのような事業費についてはつかんでおりません。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 予算執行をするのに予算が把握できないんだっていうんじゃない、3カ年でですよ、21件も未処理なんです。そして、それを全部一緒にやっちゃえばですね、予算化してしまえば、要望が一度とめてしまえば、壊れるところの修理だけで済むと思うんですね。それをなぜ継ぎ足し継ぎ足しでもって永遠に5年も6年も予算化しないでいるっていうのは、職務がきちっとできてないんじゃないんですか。だって、一度はやらなきゃいけないことならばすぐやって、あと修理だけすれば予算もそんなにかからないと思うんですよ。すると、金額も出ないことでもって何年かかるんだっていうのは、都市建設の予算化が要望できないっていうことと違うんですか。その辺のことをよく聞かしてください。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。先ほど来、議員のほうは27年からまだ未対応の件数が何件もあるんじゃないかというようなことでございます。しかし、要望件数につきましては、町で今把握してる要望件数につきましては、昭和55年度から約938件の要望が各自治会から出されてございます。そのうち、何らかの処理をできているものが677件、未処理のものが261件まだございます。先ほど来、平成27年度以降のものについてまだ対応できてない、そういうものを対応すべきではないかというふうなことでございますが、平成27年以前についてもまだ未処理のものが数多くあると。そういうふうな要望事業を全て一度に予算化するということは、今の財政状況の中では非常に困難であるということですので、先ほど来、申し上げてますように、優先度等を考慮しまして計画的に行っていくと、そういうふうな状況でございます。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 課長、ちょっと勘違いなさってんじゃないですかね。納税者が個別にやってくれという話をしてるんじゃないで、納税者が直してくれと言ってることなんですから、納税者のために直すことであって、予算化ができないできないっていうのは言いわけじゃないんですか。それが昭和55年のころからやってるんですよっていうのは、じゃあ、昭和55年のときから納税はしてないんですか。してるでしょう。しているのにもかかって要望が出てくるってことは、日産の景気のいいときに、農道の1メートル50まで舗装にしたんですよ。上三川の舗装率は100%ですよ。それが財政が悪くなってきて、あっちが壊れたこっちが壊れたっていうことになって、今現状があるんですよ。そうでしょう。それはあなた方皆さんの先輩、大先輩がやってきたしわ寄せが今来てるってことなんです。いずれこのことは1回処理しなければならぬときが来たんじゃないんですか。それじゃなきゃ、毎年毎年壊れてき

ちゃうんですよ。それが予算がない予算がないって、予算はちゃんと払っているんです。無理やりでも行政に取られてるんですよ。都市計画税も取られてる。言ったことが直らないじゃおかしいでしょうよ。どうなんですか、課長。もう1回言ってみてくださいよ。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。道路整備の財源の予算というふうなことでのご質問だとございます。当然町民からの要望でございます。町民は当然納税をしてございます。まず納税した税金については、これは言うまでもなく、道路整備だけのために行って税金ではございません。そういうふうな中で、毎年予算編成の上におきましては事業の効率性とか集中を図りながら、重点、効率的な予算配分をして行ってるというような状況だと、町としてはそのように行っていると、そういうふうにご考えてございます。

町の財政につきましては、平成30年度の当初予算の予算案に対する町長の説明要旨にもありましたように、依然厳しい状況が続いているというような状態でございます。そういった中、歳出予算の中で高齢化の進展や子ども・子育て対策に伴う社会保障関連経費の増加、これが年々増加しております。そういうことで、普通建設事業費の伸びは非常に抑えられてる状況の予算となっております。

またその中で、道路整備の財源につきましては、今後道路や橋梁等のインフラの老朽化対策というのが非常に重要となっております、なかなか新しい道路の整備をしていくというふうな財源確保というふうなものが非常に難しい状況になってございます。

そういうふうなことの中で、道路整備の財源確保に当たりましては、限られた財源の中、事業内容や事業費を十分精査した上で、総合計画や実施計画などに適正に計上しながら、財政部門との十分な調整を図りながら計画的に進めていくと、そういうふうにご考えているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 課長、予算がないことをくどくどと言われてもね、私にとってはわからないんですよ。毎年予算計上ができない件数は何件ぐらいあってね、年間の道や道路、河川、側溝の予算はどのくらいあなたは請求してるんですかっていうことなのね。終わりのない予算を計上してくださいなんということを私は言ってるんじゃないんですよ。1回どっかでとめなければ、いつまでたっても終わらないんじゃないですかということ言ってるわけ。だから、そのことをよくあなた、考えてくれないと、課長。

例えば5年にあったことを一度やめて修理してしまえば、あとは修理だけ、舗装してしまえば。何年かはもつわけですから。それを少しでも予算で、半分やって半分残すようなこと、やっていくから、ずっと永遠にエンドレスに完了しないんだっていうことを、企画課とよく、予算計上してみたらどうなんですか。あつちは予算をくれたくない、こっちは予算を欲しいつってんじゃ、いつまでたっても堂々めぐりでしょう。

街路灯のことと防犯灯のこともそうでしょう。私が中央通りの防犯灯はどうなんですかつたら、あなたはこういうふうにご言ったでしょう。これを直すのには九百何十万のお金がかかるんだと言いましたね。それで私は、あなたのところから、A3が3,509枚、359枚、Aが4,250、343枚

を10円で情報公開、3,430円を払って情報公開をしました。それを持ってって、あるところの東京のほうの方か何かに聞いて、この防犯灯はどうしたら直るんですかということを知りました。簡単でしょう。ここをボルトを上げてね、スイッチつければ100万円で終わっちゃうでしょう。前の電気をLEDに直すのには、同じソケットですから、電機は若干下に下がるけど、全部取りかえられますよとって教えてましたよね。教えてたらあなたはすぐ行って、今度はスイッチも買わないで電気を2灯つけてきました。これで防犯灯のかわりです。そうだよ。そうですね、課長ね。

そういうことを一度もしたことないのが精査、研究、ね、答弁するんですよ。私は自分のお金ですよ、これ、3,430円は。議員報酬からじゃありませんよ、俺の小遣いから払ったんだから。それであなた、できたじゃないですか。あなたはいつも言ってたね、九百何十万かかるんで、当分できないできないと。たった100万円で全部できるっていう答えまでもらったじゃないですか。違いますか。違うかどうか答弁してください。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。ただいまの議員のご質問は、上三川通りの街路灯の話だと思います。

○9番【勝山修輔君】 失礼、街路灯だよ。防犯灯じゃないよ。

○都市建設課長【伊藤知明君】 上三川通りにつきましては、街路灯は65基設置されてございます。そちらの街路灯につきましては、先ほど副町長が答弁したとおり、街路灯の目的としましては道路の夜間の歩行者や自動車等の安全確保のための道路照明。あくまでも街路灯は道路照明であるというような位置づけの照明器具となっております。

そういうふうな中で、以前議員のほうから、その街路灯をLED化できないかとか、そういうふうなご質問をいただいていたございました。そういうふうなLED化につきましては、当然今の街路灯はLED化されたものではありませんので、相当の費用はかかりますというようなことでのお答えを差し上げていたところでございます。

また先ほど来、今何灯かつけてるんじゃないかというようなことのご意見をいただきました。今現在、上三川通りの街路灯につきましては65基ありまして、その1基ごとに歩道側と車道側に電球がついてございます。街路灯としましては、今は歩道側の電球を日没から9時まで、街路灯として利用してると。当然、街路灯ですので街路灯として利用してるといような状況でございます。そういうふうな中で、以前より議員から、上三川通りに防犯灯がないと。夜間暗くて防犯上危険ではないかというふうなご意見はいただいていたところでございます。そういうふうなことの中で、街路灯ではございますが、街路灯ですが防犯灯の機能として一部、試験的に今現在65基ある電球のうち4灯だけ夜間もつけていると、そういうふうな状況でございます。あくまでも上三川通りの街路灯は道路照明の街路灯で、防犯灯ではないというふうなご認識はお願いしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 あのね、課長、じゃあ聞きますが、街路灯ってのは副町長が説明したとおり、自動車、人間の安全性のため、それから公共性、美観というかな、でつけるんだということであれば設置したのならば、街路灯は何時から何時まで一番最初にあそこへ設置したときはつけることになってた

のかお答えくれますか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 上三川通りの街路灯としての点灯時間の経過なんです、私が知る限りでは、平成23年に東日本の大震災が起きました。そのときに非常に電力需要が、国内の電力事情が困窮したというふうな中で、節電対策として点灯時間を平成23年から8時までで点灯の時間としてございました。その後ですね、平成28年の3月に地元自治会から点灯時間の延長というふうな要望書が出されました。8時までだと塾や部活帰りの児童生徒の安全確保とかそういうものに支障が出るので、点灯時間を延ばしてもらえないかというような要望書を近隣の自治会から出されました。それを受けて、平成28年の4月から、試行的に点灯時間を10時までで延ばしたというような経過があります。夏休みの間まで点灯時間を10時まで延ばしたんですが、実際に9時以降については人通りもなくなって、10時まで照らして必要はないんじゃないかというふうな意見もいただきました。また、経費、電気代の経費の縮減等も考えまして、平成28年の9月1日より、現在と同じように日没から9時までの点灯時間にしているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、一番最初に、3・11の前の話をしてるんです。あれを設置したときには、美しい町ということであそこからくり時計があって、一度も音はしないんですが、何千万かかけてつくって、街路灯も整備して、地下に配線をしました。そのときは何時から何時までが電気のつける時間帯だったんですかと聞いてるんです。お答えください。もしできなければ、副町長、知ってるんですけどらお答えください。その当時、知ってるのは副町長ぐらいなものでしょう。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 すいません、私の今知る限りでは、それ以前の点灯時間については確認できてございません。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、そのつけるのはそういうことであそこをつけたはずなんです。それは、日没からあしたの朝までとかいうことを聞いてます。それが予算がないから予算がないからっていうことでだんだん消された。3・11があったんで、電気節減だということで、かかり過ぎるからっていうことで電気をとめた。今度は防犯灯の役目がしなくなったからつけてくれということにつけたんだということ。じゃあ、街路灯も防犯灯も同じ意味じゃないんですか。これは副町長が言った、防犯灯は違うんですよ、それは、防犯灯、街路灯は違うんですよという意味と、使ってることは同じじゃないんですか、副町長。答えてみてください。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 先ほど説明しましたように、街路灯は夜間の歩行者や自動車等が安全で快適に通行できるように、事故の防止等を目的として設置するものでございます。防犯灯につきましては、夜間の犯罪等を未然に防止すること等を目的に、特に児童生徒の安全のために確保してつけるのが防犯灯ということになりますので、微妙ではございますが、意味は違うということになります。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それは副町長、詭弁つうんですよ。だって、電気が暗くなっちゃったら、防犯灯がつけてなければ防犯灯ならないでしょう。

それでいろんなことを錯誤して、つくようになりました、4基。半期で五十何万円です、あの電気料がかかるの。それも無駄だから、それはいいよと言ってるわけですよ。じゃ、もっと安くするようにLEDにしたらどうだと、100万円で。そうすりゃ、片側は全部つくんだよということを言いました。それも街路灯の役目もするし、防犯灯の役目もするんじゃないですか。一番のメインストリートで一番都市計画税を払ってきて、約三十五、六年になるはずですよ。その町の人が一番暗いところに住んでんですよ。それを私は言ってるんです。何か私、おかしいこと聞いてますか。副町長、どっちがおかしいんですか。

○議長【田村 稔君】 質問の趣旨を変えてください。

○9番【勝山修輔君】 何を、どうやって答えるの。防犯灯と両方とも同じことじゃないかと聞いてんです。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 先ほど申しあげましたように、防犯灯と街路灯は厳密に申しあげますと違いがございます。それで、地元の方からですね、要望があるのかないのか、ちょっと私のほう、確認はしてないんですけども、点灯時間を延長してくれ、今までどおりまっぴかりにしてくれというような要望があれば検討もしますけれども、そういった要望はないように伺っております。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そんな無理難題、誰が言いますか。お金のかかる場所、予算がないつてるのに。だから私が言ってるのは、街路灯も防犯灯も同じ役目をするならば、料金のかかからないようにある程度の光は必要でしょうという話をしてるんです。そんな四角四面な話をしてるわけじゃないんですよ。だからそういうことをね、言うと、余計なことを言うんじゃないよ、余計なことはするなど、町民のためだなんて思うことはないんだよという話に行きついちゃうんです。私が何遍も言ってるでしょう。俺たちのためにこの町はあるんだから、町民のために考えることはないんだよということなので、次の質問に入りたいと思います。

いきいきプラザの管理運営についてお聞きします。

1、いきいきプラザ敷地内にある急速充電スタンドの平成29年度の利用状況はどのようになっているかについてお伺いします。ほんとはこれは前じゃないか、1番のほうじゃないかと思ったんですが、議会事務局のほうで、これは要望書ではないのでこっちだということで1番にしたんで、ちょっと問題点がずれてるので、これだけ1つ先にお答えしていただくと後がつながるんですが、よろしいでしょうか、議長。

○議長【田村 稔君】 いや、続けて2番、3番、4番、5番、お願いします。一問一答式ですから先に、読めば同じですから。

○9番【勝山修輔君】 そうですか。

2つ目、いきいきプラザの休館日の設定基準はどのようになっていますか。

3番、指定管理者を選定する上で、公募要項の内容はどのようなものか。

指定管理者の平成29年度人件費と経費の内容はどのようになっているか。

5番、指定管理者の平成29年度の収支決算の内訳はどのようになっているかについてお伺いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

いきいきプラザ敷地内にある急速充電器の平成29年度の利用状況については、32台となります。

次に、ご質問の2点目と3点目は関連がございますので、一括してお答えいたします。

いきいきプラザは全ての町民が福祉の向上と健康の維持増進を図るとともに、町民相互の交流の場とするため設置されております。したがって、休館日は設置目的を達成するために必要な休館であることが設定基準になります。また、公募要項につきましても、設置目的を達成するために必要な管理運営の枠組みになっております。

次に、ご質問の4点目と5点目は関連がございますので、一括してお答えいたします。

いきいきプラザの平成29年度の指定管理料に関する収支決算額は、収入額3億139万7,278円、支出額2億9,901万3,874円でございます。主な支出の内訳は、委託料が1億866万3,778円、人件費が8,696万722円、光熱水費が7,214万1,684円でございます。また、自主事業に関する収支決算額は、収入額1億229万6,540円、支出額9,940万1,223円でございます。主な支出内訳は、人件費が7,777万917円、施設利用料が202万290円、消耗品費等が185万7,635円でございます。

なお、人件費でございますが、いきいきプラザを開館するために必要な人件費は指定管理料で、水泳教室やヒップホップ教室などの自主事業を実施するために必要な人件費は自主事業で、それぞれ計上しております。いずれの人件費も日本水泳振興会が雇用している従業員の給与となっております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 いきいきプラザの中に急速充電スタンドってのがございます。この急速充電スタンドは日産自動車から無償で機械をいただいたので、設置をしたというふうに聞いております。それで、その設置をした機械は古くなったので日産にお返しをし、補助金が出たので約500万のお金をかけてあそこに設置したというふうに聞いております。

私はなぜこんなことを聞くかというと、あそこの急速充電器が、国の補助も出てますのでつくったことは仕方ないとしても、町が年間119万円、最初は無料でしたから、経費として年間払ってました。みんなが電気をただで入れてたんですね。ですから、そんだけ払ってました。

今度は、町が今度は料金を取るよということになりましたので、29年度は32台の利用がありました。支出は58万2,963円、売り上げは1年間で1万7,280円でした。管理及び経理を引くと、差額はわかりますよね。58万の無駄な金が毎月出てるんです。これを無駄と言わないで必要経費だと言うんでしたら、どなたかこれが必要経費だという答弁をお願いできますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 私のほうは、答弁としましては無駄とも必要経費とも言うつもりはございません。そのだけの金額がかかっているのは事実でございます。

では、なぜ急速充電器を設置しているかについてご説明したいと思います。皆さんご存じのとおり、地球温暖化が叫ばれて久しくたちます。温暖化の理由としましては、二酸化炭素の排出がかなり大きく影響しているのではないかとということで、ご存じのとおり、車においては電気自動車の普及というものがその対策の1つとしても騒がれてからしばらくたちます。当初、日産から急速充電器を無償貸与を受けまして町で設置したころは、電気自動車普及のために無料で電気の充電を行わせておりました。それがですね、平成26年8月に国の外郭団体、次世代自動車振興センターのほうから、急速充電器の扱いについて指針が示されました。その内容は、電気自動車のより一層の普及のためには、ガソリンスタンド同様の電気スタンドが民間にできることが重要であるというものでございます。民間への電気スタンドの、電気を充電することを商売とする業種ですね、それが普及するためには、行政が無料で電気の充電を行っていたのでは、民間ではそのような産業は起こらないと。だから、行政は有料化を考えてくださいという旨の通知がございました。町としましては、その指針にのっとり、急速充電器の有料化を踏み切ったわけでございます。

また、町としましては地球温暖化対策の一環として電気自動車の普及にも協力する必要があるということで、有料ではありますが、電気スタンドのほうを設置したということでございます。

なお、有料化に伴って毎年58万ほどの経費がかかるというご指摘を受けましたが、無料化のときには利用者が多かったというのもございますが、毎年120万近い経費がかかってたという事実もございます。それから言うと、環境対策に協力しながら経費は節減されたと担当のほうでは考えてございます。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そのような答弁をするのであれば、職員が電気自動車を買うことを補助でもつけてもらって、一番最初に乗ってみることじゃないでしょうか。そうすれば温暖化も進むんだし、電気自動車は高いんです。私も電気自動車に乗ってんです。1カ月半も2カ月も待って納車されたんです。あなた方もそういうことをすることなんです。それで充電器は家庭で、夜契約をすると安いもんですから、町へ来て入れなくなっちゃうんです。そういうことも考えて、何が無駄か、何が無駄じゃないかを行政が考えるべきところに来ていて、片っぽは予算がない予算がないって泣きまくって、あの道路はできないこの道路はできない、片一方は温暖化のために毎月何だ、これは50万円払ってんですかと。これを無駄って言わないで何を無駄って言うんだか。じゃあ、総務課長、無駄っていう字、説明してみてくれる？ 何が無駄で何が無駄じゃないか。大義名分はいいんだよ。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 議員のご質問のうち、経費節減についてはご説明いたします。有料化の前は120万ほど年間かかっておりました。有料化に伴いまして、58万ほどに年間の必要経費が減ったということだけ申し上げます。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 片一方では予算がないんだから、そういうところをね、創意工夫をしてね、そういう経費が出てくることを少しでもね、少なくすることも職員の努めじゃないかなというふうに私は

思っています。

また長くなると後、時間がないと、肝心なこと、一生懸命調べたのがなくなっちゃうんで。

休館日が年間約30日あります。これが5年計画で休館日を実行したいということですが、来年度はどのくらい休館日を必要としているのか。

それで、私は5条の中に、「プラザにおいて次の行事を行う」というところに、「町民の福祉向上を図る事業、町民の健康を維持する、増進を図る事業」ということがあります。6項目が、目にあるのが大事なことなんですけど、町民の福祉向上を図るってということと2番目の町民の持続をするということだと、プラザの1、2ということも挙げてるとですね、私は何か利益優先なことを考えてんじゃないかなというふうに私は思ってる1人なんです。

なぜこんなことを聞くかといいますとですね、私たちは会員になってます。去年は月に1度の休みで入った人がいます。それはことしは30日休みが出ました。じゃあ、「1日だと思って入ったんだけどこんなに休みがあるんじゃない、返してもらいたいよね」って言う人もいます。町民はこの仕様書を知りませんから、休みは30日あげるんですよということを町民一人一人、知ってますか。知らないですよ。私も読んでみて、ああ、こんだけ休みをやっていいんだというふうに思ったぐらいです。

また、31年度は修繕計画では1日でパッキンの交換が13点あるんです、パッキンの交換が。1つですよ。それだと1日ですから13日、パッキン1つでもって休みをつくるんですよ。水中ポンプの交換が3カ所あります。これが3日かかるっていうんです。私が聞きに言ったら、「パッキンやるのに1日で全部終わっちゃうでしょう。どのぐらいでかいパッキンなんですか」って言うから、私が聞いたところ、「一番大きくても15センチぐらいだ」と。へえ、それ1つとつかえるのに、1日休館日あるのと。じゃあ、休館日は向こうの経費節減のためにやってんじゃないかというふうに私は思うほうなんです。13個、たった1日で終わるんですよ。ポンプも1日で終わっちゃうつうんです。

それで、この間ペンキ屋さんがいました。「これ、ペンキ屋さん、これ、夜はだめなの」ついたら、「いや、昼間休みのときやれつつうからやってるだけで、これはここが閉まってからあしたあくまでにやったら乾いてますよ」って言うんです。じゃあ、これ、誰のためにいきいきプラザは30日休むのか、ちょっと課長、教えてもらいたいんですが。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 はい。ただいまのご質問にお答えします。

まず、1点目のご質問ですが、来年度の休館日はどうなるのかという、何日になるのかというご質問だったと思うんですが、指定管理者の事業計画につきましては、事業計画、指定につきましては、5年間基本的なところでは変更はありませんので、今後5年間、毎年ことしと同じ日数で休館をとるような計画であります。

それと2点目、工事について、1日できるとか、半日できるとか、1日でできるとか、そういうご指摘だと思うんですが、いきいきプラザは耐用年数を待たずに不具合がでてきてしまう設備が最近出てきております。例えば具体的に申しますと、計画修繕によりまして来年度修繕を予定していた給湯循環ポンプと、4年後に修繕を予定していました冷水一時ポンプが破損しまして、今年度の修繕となっております。このような前倒しの修繕が発生したときに、修繕するための休館日が十分に確保されていな

いと被害が大きくなり、最悪施設が臨時休館になることも起こり得ます。したがって、前倒しの修繕が発生したとしても開館を続けたり、臨時休館のリスクを下げ、施設を維持していくためには休館日を設けることが重要であり、その休館日につきましては作業日数や修繕後の養生期間なども考慮いたしまして、現在の日数、またある程度連続した日数をとるということで、休館日、設けることが必要であると考えております。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 あのね、指定管理公募に年間30日休みをやるということを実行してるんなら実行してるっていうふうに答弁すればいいじゃない。そうすれば、今度は来年この次、公募要項を変えればいいわけだから、行政が。*****

*****なぜ町民のためにつくったものを、何であの人たちの言いなりになって休まなきゃいけないんですか。休館日をつくらなくたって修理はできると言ってるんだから、前もって修理すりゃいいじゃないですか、どうせ町の税金なんだから。向こうが払ってるわけじゃないんだから。違いますか。それを大義名分ならしくたらたら話すことじゃないんですよ。健康を維持するためにあるんだから。

もう時間がないんで、もうちょっと急いで言いますが、町長の言った答弁の中でね、収支決算のところはどうしてこんなに私の調べたのと違うのか、簡単明瞭に言いますよ。

従業員は130名いるというふうに健康課から聞いてます。人件費は1億9,743万3,325円です。これをずっと計算していくとですね、1人の人件費の時給が527円になっちゃうんです。130人を計算していくと。そうすると、あそこの募集では時給800円以上と書いてあるんですよ。どうしてこういう矛盾が出るんですか。おかしいでしょう。従業員数も定かではないってことなの。

それから、29年度収支決算の内訳はどうなってますかという、情報公開でやったときには、収支差額は238万3,404円ですっていうんですね、差し引きが。これが水泳振興会の利益だそうなんです。何でこんな少ないんだろうと思って。健康課の回答で、現在プールの生徒数は400名です。わかりますか、400名。それに3,456円の月謝を掛けると、幼児だけで1,658万円になるんですね。これはどこにも決算書も出てこないから載ってないんですよ。このほかに、プラザの子どもの月謝を、空手、体操、ヒップホップ、3つのやつをやっていると、6,500万も利益があるんです。4つの教室の売上金が約ですよ、7,485万円も、帳簿にも何も載ってないものがあるんです。それが300万円の利益だっていう根拠がわからないんです。

そのほかに自主事業としてね、セラピー、カルチャー教室、それから私はよくわからないんですが料理教室。もうからない教室は全てでもって8つかな、8教室あります。この売り上げは私たち、わかりません。利益もわかりません。このような決算をするのに、水泳振興会は何か資本投下をしていますかということをお聞きしたいんです。あれは町からやった委託料というので電気、ガス、水道、全て払ってるわけです。そうすると、水泳振興会は1つも資本投下をしてないんですよ。それで、壊れたものは何万円以上は町が負担する、何万円以下は向こうが負担すると、こういうことですよ。今ここに俺がな

いで、今金額はいいけど。そういうふうになると……。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、時間です。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、この次、またこの続きやります。

○議長【田村 稔君】 はい。

9番・勝山修輔君の一般質問における発言で、不適當な言辞がありましたので、後刻記録を調査の上、措置いたします。よろしいですか。

○9番【勝山修輔君】 はい。

○議長【田村 稔君】 一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。

午後4時05分 延会